

2012年（平成24年）1月27日

資料説明

日本弁護士連合会

1 新64期の登録状況等について（資料1）

現64期等の再チャレンジ組を含めた新64期司法修習生考試の状況，司法修習終了時点での判事補任官者，検事任官者，弁護士登録者のそれぞれの人数及び2012年1月13日時点の弁護士未登録者数を算出した資料です。

2 弁護士未登録者数の推移比較（資料2）

司法修習終了後の弁護士未登録者数の変動状況と，その経年変化を示した資料です。グラフは，司法修習終了者に占める弁護士未登録者の割合の時間的推移を表しています。

3 司法修習終了後の区分毎の割合（資料3）

司法修習終了者のうち判事補・検事・弁護士等の進路の内訳を比較した資料です。

4 新64期・新63期 弁護士会別登録状況及び弁護士会別弁護士数（資料4）

新64期，新63期の弁護士会別登録者数及び弁護士会別会員数を示した資料です。

5 弁護士の活動領域の拡がり（「弁護士白書 2011年版」より抜粋）（資料5）

「弁護士の活動領域の拡がり」について，日弁連が発行している「弁護士白書 2011年版」でまとめたものの一部を抜粋したものです。

6 2009年11月実施「企業の弁護士採用に関するアンケート」結果一部抜粋（「弁護士白書 2010年版」より抜粋）（資料6）

日弁連が2009年11月に，5，215社に対して行った「企業の弁護士採用に関するアンケート」（回答 1，196社）の結果について，「弁護士白書 2010年版」でまとめたものの一部を抜粋したものです。

7 2010年4月実施「地方自治体における弁護士活動の実態に関するアンケート」結果一部抜粋（「弁護士白書 2010年版」より抜粋）（資料7）

日弁連が2010年4月に，1，797の全国の地方自治体に対して行った「地方自治体における弁護士活動の実態に関するアンケート」（回答 1，226自治体）の結果について，「弁護士白書 2010年版」でまとめたものの一部を抜粋したものです。

8 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員（2012年1月現在 日弁連

調べ) (資料8)

日弁連で把握している地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の人数、採用実績の推移、今後の採用予定をまとめた資料です。

9 地方公共団体で「ひまわり求人求職ナビ」を利用して常勤職員を募集した際の条件等について(2012年1月現在 日弁連調べ) (資料9)

日弁連の求人・求職情報システム「ひまわり求人求職ナビ」において常勤職員の求人情報を登録した地方公共団体の採用条件を一覧表にしたものです。

10 裁判官数・検察官数・弁護士数の推移(「弁護士白書 2011年版」より抜粋) (資料10)

裁判官数については各年の4月現在、検察官数については各年の3月末日現在、弁護士数は各年の4月1日現在の情報について、「弁護士白書 2011年版」でまとめたものです。

11 法律事務所への入所活動支援に関する日弁連及び弁護士会等の取組について(資料11)

これまで日弁連及び各弁護士会等において取り組んできた法律事務所への入所活動支援の状況についてまとめた資料です。

12 弁護士・司法修習生求人求職情報提供システムひまわり求人求職ナビ案内チラシ(資料12)

日弁連のHP上に掲載している、弁護士、司法修習生を利用対象とする求人・求職情報提供システム「ひまわり求人求職ナビ」の司法修習生向けの案内チラシです。

13 独立開業支援に関する日弁連及び弁護士会の取組について(資料13)

これまで日弁連及び各弁護士会において取り組んできた即時・早期独立開業支援の状況についてまとめた資料です。

14 即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況(資料14)

各弁護士会における、主に即時・早期独立開業弁護士に対して実施している(もしくは実施検討中の)支援についてまとめた資料です。

15 独立開業支援メーリングリストのご案内(資料15)

日弁連が開設している即時・早期独立弁護士及び即時・早期に独立開業する予定の司法修習生を対象とした、開業準備や開業後の弁護士業務に関する質問を受け付けるメーリングリストのご案内です。

16 64期独立開業支援チューター制度のご案内(資料16)

日弁連が開設している、即時・早期独立した新人弁護士に対して先輩弁護士がアドバイスをを行う「チューター制度」の案内チラシです。

17 弁護士の活動領域拡大に関する日弁連の役割（※）（資料17）

日弁連が行ってきた弁護士の活動領域の拡大（主に企業内弁護士，任期付公務員等の登用推進の活動）に関する取組をまとめた資料です（※2011年6月15日「第2回法曹の養成に関するフォーラム」の丸島委員提出資料の一部です。）。

第7回 2012年1月27日
 法曹の養成に関するフォーラム
 日本弁護士連合会 資料

資料No.	内 容	頁
1	新64期の登録状況等について	1
2	弁護士未登録者数の推移比較	2
3	司法修習終了後の区分毎の割合	4
4	新64期・新63期 弁護士会別登録状況及び弁護士会別弁護士数	5
5	弁護士の活動領域の拡がり(「弁護士白書 2011年版」より一部抜粋)	6
6	2009年11月実施「企業の弁護士採用に関するアンケート」結果一部抜粋 (「弁護士白書 2010年版」より抜粋)	12
7	2010年4月実施「地方自治体における弁護士活動の実態に関するアンケート」結果 一部抜粋(「弁護士白書 2010年版」より抜粋)	18
8	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員(2012年1月現在 日弁連調べ)	20
9	地方公共団体で「ひまわり求人求職ナビ」を利用して常勤職員を募集した際の条件 等について(2012年1月現在 日弁連調べ)	21
10	裁判官数・検察官数・弁護士数の推移(「弁護士白書 2011年版」より抜粋)	22
11	法律事務所への入所活動支援に関する日弁連及び弁護士会等の取組について	23
12	弁護士・司法修習生求人求職情報提供システムひまわり求人求職ナビ案内チラシ	28
13	独立開業支援に関する日弁連及び弁護士会の取組について	30
14	即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況	32
15	独立開業支援メーリングリストのご案内	40
16	64期独立開業支援チューター制度のご案内	41
17	弁護士の活動領域拡大に関する日弁連の役割(※)	43

※は、2011年6月15日「第2回法曹の養成に関するフォーラム」の丸島委員提出資料です。

新64期の登録状況等

2012.1.13

I 新64期修習終了者

2011.12.14合格発表

	二回試験受験者数		二回試験※注① 不合格者数		二回試験合格者数 (修習終了者数)	
	人数	人数	割合	人数	割合	
新64期	2024	56	2.8%	1968	97.2%	
現64期等 再チャレンジ組	23	0	0.0%	23	100.0%	
合計	2047	56	2.7%	1991	97.3%	

(A)

※注① 二回試験とは「司法修習生考試(裁判所法第67条第1項)」を指す。

II 進路内訳

任官	98	(1月18日付官報による。)
任検	70	(12月28日付官報による。)
弁護士	1423	(現64期等再チャレンジ組を含む。12月15日一括登録日時点。)
合計	1591	

(B)

III 弁護士未登録者

(A) - (B) = 400 名 ※注②

※注② なお、2012年1月13日時点では、一括登録日から弁護士登録者が122名増加し、弁護士未登録者は278名となっている。

修習 終了者数	一括登録 日	一括登録時点			約11カ月後			約2カ月後			約3カ月後			約4カ月後			約6カ月後			約12カ月後			弁護士未登録者の内訳 (一括登録後2カ月時点)							
		登録者 数	未登録 者数	未登録 割合	登録者 数	未登録 者数	未登録 割合	登録者 数	未登録 者数	未登録 割合	登録者 数	未登録 者数	未登録 割合	登録者 数	未登録 者数	未登録 割合	登録者 数	未登録 者数	未登録 割合	登録者 数	未登録 者数	未登録 割合								
現	1,397	2007.9.5	1,204	70	5.0%	1,224	50	3.6%	1,254	20	1.4%	1,257	17	1.4%	1,262	12 ※注②	0.9%	/			/			■企業、官庁、大学等への就職等:4						
60期	979	2007.12.20	839	32	3.3%	850	21	2.1%	856	17	1.7%	857	14	1.7%	859	12	1.2%								/			/		
現	609	2008.9.3	532	33	5.4%	541	24	3.9%	553	12	2.0%	555	10	1.6%	558	7 ※注③	1.1%	/			/			■企業、官庁、大学等への就職等:2						
61期	1,731	2008.12.18	1,494	89	5.1%	1,517	66	3.8%	1,541	42	2.4%	1,551	32	1.8%	1,554	29	1.7%								/			/		
2/4 62期	354	2009.9.3	285	51	14.4%	304	32	9.0%	310	26	7.3%	314	22	6.2%	318	18	5.1%	322	14	4.0%	322	14	4.0%	322						
新	1,992	2009.12.17	1,693	133	6.7%	1,732	94	4.7%	1,761	65	3.3%	1,771	55	2.8%	1,785	41	2.1%	1,793	33	1.7%	1,801	25	1.3%	/			/			■登録見込み:14 ■企業、官庁、大学等への就職等:15 ■就職活動中:20 ■不明・その他:16
63期	195	2010.8.26	143	44	22.6%	156	31	15.9%	161	26	13.3%	168	19	9.7%	176	11	5.6%	177	10	5.1%	179	8	4.1%							
現	1,949	2010.12.16	1,571	214	11.0%	1,645	140	7.2%	1,688	97	5.0%	1,712	73	3.7%	1,719	66	3.4%	1,735	50	2.6%	1,747	38	1.9%	/			/			■登録見込み:33 ■企業、官庁、大学等への就職等:15 ■就職活動中:20 ■不明・その他:29
64期	161	2011.8.25	92	64	39.8%	108	48	29.8%	121	35	21.7%	129	27	16.8%	135	21	13.0%	/			/									
新	1,991	2011.12.15	1,423	400	20.1%	1,545	278	14.0%	/			/			/									/			/			

注①:未登録者は、修習終了者から登録者・任官者・任検者を除いた数字である。

注②:現60期の約4カ月後は2008年2月6日時点(約5カ月後)の数字である。

注③:現61期の約4カ月後は2009年2月1日時点(約5カ月後)の数字である。

注④:新61期の弁護士未登録者の内訳は2009年4月3日時点(約4カ月後)である。

注⑤:「その他」は、留学中の者、進路を検討中の者等を指す。

※参考:第62期、第63期の弁護士未登録者の一括登録後12ヶ月時点での進路の内訳

現62 ■登録見込み:1 ■企業、官庁、大学等への就職等:3 ■就職活動中:6 ■不明・その他:4

新62 ■企業、官庁、大学等への就職等:12 ■就職活動中:5 ■不明・その他:8

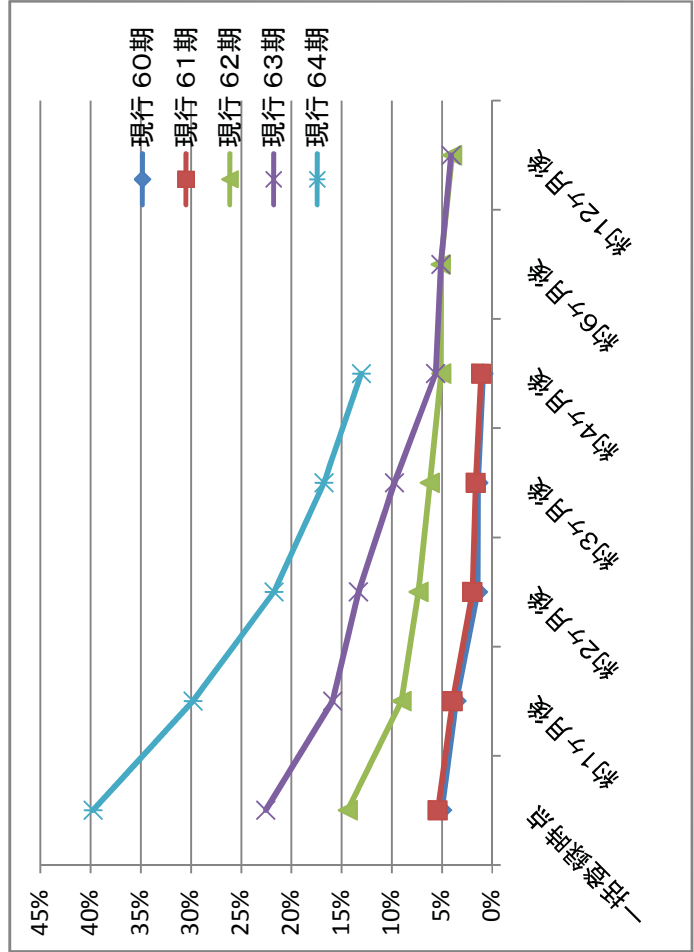
現63 ■企業、官庁、大学等への就職等:2 ■就職活動中:2 ■不明・その他:4

新63 ■企業、官庁、大学等への就職等:8 ■就職活動中:13 ■不明・その他:17

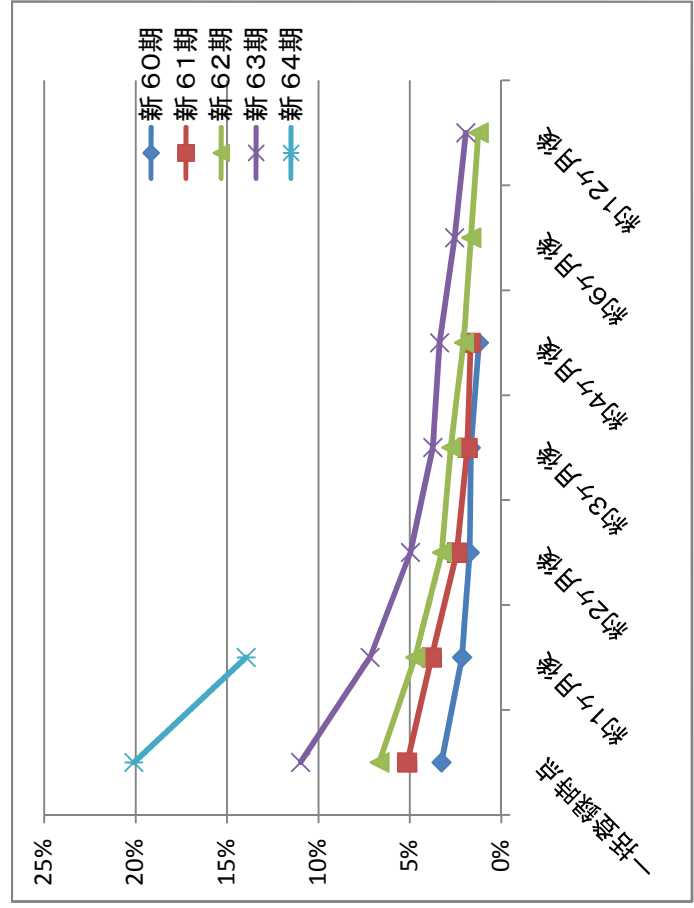
弁護士未登録者数推移

2012/1/13時点

	現行				
	60期	61期	62期	63期	64期
一括登録時点	5.0%	5.4%	14.4%	22.6%	39.8%
約1ヶ月後	3.6%	3.9%	9.0%	15.9%	29.8%
約2ヶ月後	1.4%	2.0%	7.3%	13.3%	21.7%
約3ヶ月後	1.4%	1.6%	6.2%	9.7%	16.8%
約4ヶ月後	0.9%	1.1%	5.1%	5.6%	13.0%
約6ヶ月後			5.1%	5.1%	
約12ヶ月後			4.0%	4.1%	



	新				
	60期	61期	62期	63期	64期
一括登録時点	3.3%	5.1%	6.7%	11.0%	20.1%
約1ヶ月後	2.1%	3.8%	4.7%	7.2%	14.0%
約2ヶ月後	1.7%	2.4%	3.3%	5.0%	
約3ヶ月後	1.7%	1.8%	2.8%	3.7%	
約4ヶ月後	1.2%	1.7%	2.1%	3.4%	
約6ヶ月後			1.7%	2.6%	
約12ヶ月後			1.3%	1.9%	



司法修習終了後の区分毎の割合

期別(就職年度)	司法修習 終了者数	終了後の区分							
		判事補	割合	検事	割合	弁護士	割合	その他	割合
第54期(2001年)	975	112	11%	76	8%	771	79%	16	2%
第55期(2002年)	988	106	11%	75	8%	799	81%	8	1%
第56期(2003年)	1,005	101	10%	75	7%	822	82%	7	1%
第57期(2004年)	1,178	109	9%	77	7%	983	83%	9	1%
第58期(2005年)	1,187	124	10%	96	8%	954	80%	13	1%
第59期(2006年)	1,477	115	8%	87	6%	1,223	83%	52	4%
現新第60期(2007年)	2,376	118	5%	113	5%	2,043	86%	102	4%
現新第61期(2008年)	2,340	99	4%	93	4%	2,026	87%	122	5%
現新第62期(2009年)	2,346	106	5%	78	3%	1,978	84%	184	8%
現新第63期(2010年)	2,144	102	5%	70	3%	1,714	80%	258	12%
現新第64期(2011年)	2,152	102	5%	71	3%	1,515	70%	464	22%

(注)

- ①人員、判事補及び検事の数については、『裁判所データベース2009』(最高裁)、最高裁や法務省への聞き取り及び官報による。
 ②弁護士数については、『裁判所データベース2009』(最高裁)による。60期以降は日弁連調べ。
 ③弁護士登録者数は修習終了直後(弁護士一括登録時点)の数による。

■ 新64期・新63期 弁護士会別登録状況及び弁護士会別弁護士数

資料4

弁護士会	新64期修習終了者登録人数 (2011.12.15現在)	【参考】 新63期修習終了者登録人数 (2010.12.16現在)	【参考】 会員数 (2011.12.14現在)
東京	255	300	6403
第一東京	140	142	3969
第二東京	188	247	4075
横浜	68	68	1224
埼玉	32	35	584
千葉県	25	25	554
茨城県	11	10	192
栃木県	7	10	162
群馬	18	15	216
静岡県	22	18	350
山梨県	5	6	93
長野県	9	16	187
新潟県	12	9	216
大阪	151	157	3707
京都	37	23	544
兵庫県	26	41	670
奈良	5	4	135
滋賀	6	6	115
和歌山	3	11	121
愛知県	85	93	1453
三重	13	11	138
岐阜県	9	7	144
福井	3	7	89
金沢	11	5	130
富山県	5	4	88
広島	25	27	451

弁護士会	新64期修習終了者登録人数 (2011.12.15現在)	【参考】 新63期修習終了者登録人数 (2010.12.16現在)	【参考】 会員数 (2011.12.14現在)
山口県	5	11	128
岡山	18	24	296
鳥取県	4	4	56
島根県	3	2	59
福岡県	54	54	932
佐賀県	6	9	81
長崎県	7	9	139
大分県	5	9	125
熊本県	13	9	204
鹿児島県	13	12	148
宮崎県	6	7	103
沖縄	6	6	226
仙台	21	27	360
福島県	7	13	148
山形県	3	5	79
岩手	6	3	85
秋田	3	1	66
青森県	5	1	88
札幌	35	41	593
函館	3	1	41
旭川	3	2	57
釧路	4	2	58
香川県	9	8	131
徳島	9	3	73
高知	3	2	79
愛媛	1	9	144
合計	1,423	1,571	30,509

※注：新64期・新63期の登録者数は弁護士一括登録時点のデータである。

第 3 章

弁護士の活動領域の拡がり

伝統的な弁護士のあり方は、裁判所の近くに事務所を設け、主として裁判における代理人・弁護人活動を行い、従として裁判外での個別具体的な事件についての交渉や契約書等のチェックなどを行うものとしてイメージされてきた。現在でも、多くの弁護士にとって法廷活動は業務の中心であるものの、昨今の社会経済情勢の複雑化に伴い派生する多様な法的ニーズに対応するため、弁護士の取り扱う業務分野・領域は広く拡充しつつある。日弁連としては個々の弁護士の活動についていろいろな形で支援をしているが、残念ながらその活動の実態をすべて把握しているわけではない。以下に掲げる各項目については、限定された資料の中でまとめている。

1 組織内弁護士の現状

1. 組織内弁護士数の推移

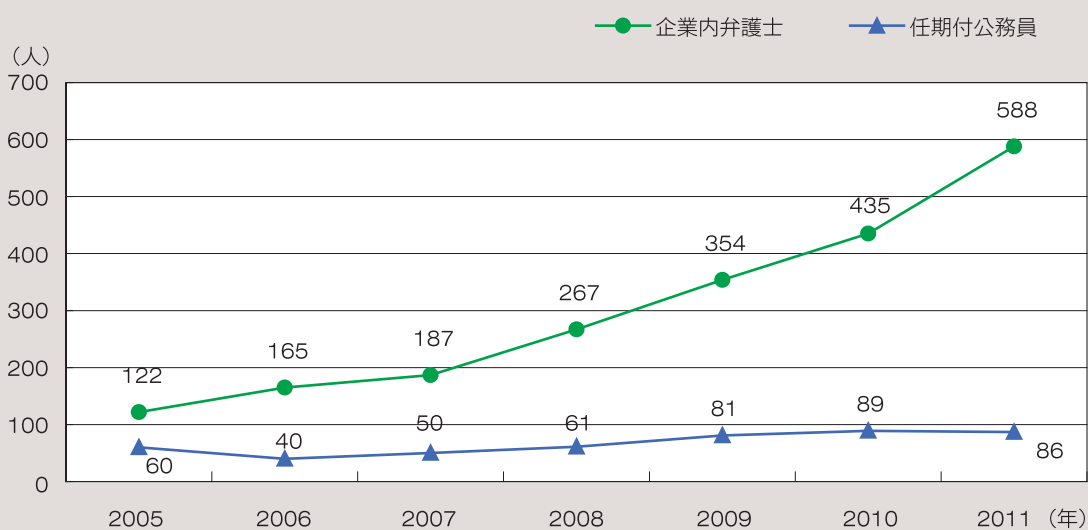
弁護士活動の多様化にともない、企業、中央省庁、地方公共団体等の組織において、弁護士としての専門的知識や経験を活かして活躍する弁護士も増えている。「組織内弁護士」とは、官公署又は公私の団体において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士をいう（弁護士職務基本規程第 50 条）。

◆組織内弁護士の形態◆

企業内弁護士：企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士（社内弁護士と呼ぶ場合もある）

任期付公務員：法律条例に基づき、中央省庁等や地方公共団体において、任期付きで採用された職員

全国の企業内弁護士数は、2011 年 6 月末日現在で 588 人、他方、任期付公務員数は、2011 年 6 月 1 日現在で 86 人となっている。なお、任期付公務員数については、各省庁、自治体に照会を行った段階では 116 人であったが、就任に際して弁護士登録を取消している者を除いているため、86 人となっている。



- 【注】 1. 企業内弁護士数は、日弁連データをもとに JILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。各年の調査年月については、次頁「弁護士会別企業内弁護士数の経年変化」の表参照。
 2. 任期付公務員数は、日弁連調べによるもので、調査年月について以下のとおり。
 2004 年 8 月、2005 年 5 月、2006 年 12 月、2007 年～2011 年は 6 月現在。

2. 企業内弁護士の状況

(1) 弁護士会別企業内弁護士数

弁護士会別の企業内弁護士数の経年変化を見ると、2001年の64人から徐々に増加し、2011年6月現在で588人と、近年、飛躍的に伸びている。2011年を見ると、東京、第一東京、第二東京の東京三会の合計が515人と多く、それ以外の弁護士会の合計は73人となっている。

■ 弁護士会別企業内弁護士数の経年変化 ■

(人)	2001 9月	2002 5月	2003 3月	2004 3月	2005 5月	2006 12月	2007 6月	2008 6月	2009 6月	2010 7月	2011 6月
全国合計	64	79	90	110	122	165	187	267	354	435	588
東京	9	14	15	26	29	46	50	78	123	142	185
第一東京	24	27	28	32	36	53	60	81	99	132	170
第二東京	29	36	41	45	48	51	57	80	92	110	160
〔東京三会合計〕	62	77	84	103	113	150	167	239	314	384	515
福島県	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0
横浜	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2	3
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
静岡県	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2
愛知県	0	0	1	1	0	0	0	1	2	3	6
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
大阪	2	2	3	3	3	6	9	17	20	25	35
兵庫県	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3	5
京都	0	0	0	1	2	3	3	1	3	3	5
広島	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3	1
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
〔東京以外合計〕	2	2	6	7	9	15	20	28	40	51	73

- 【注】1. 日弁連データをもとに JILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもので、調査月中の変動等による誤差を含む可能性がある。
 2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。
 3. 対象には株式会社、相互会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等を含む（法科大学院の弁護士教員は含まない）。

(2) 司法修習期別企業内弁護士数

下記表は、司法修習期別の企業内弁護士数を示したものである。60期以降の企業内弁護士数が圧倒的に多くなっている。

■ 修習期別企業内弁護士数 ■

(2011年6月末日現在)

修習期	人数(人)	修習期	人数(人)	修習期	人数(人)	修習期	人数(人)
30期	3	40期	3	50期	14	60期	65
31期	0	41期	4	51期	17	61期	89
32期	0	42期	6	52期	20	62期	71
33期	0	43期	4	53期	16	63期	61
34期	0	44期	6	54期	33		
35期	1	45期	2	55期	19		
36期	1	46期	6	56期	31		
37期	2	47期	9	57期	25		
38期	2	48期	12	58期	15		
39期	6	49期	15	59期	18		
30期台合計	15	40期台合計	67	50期台合計	208	60期台合計	286

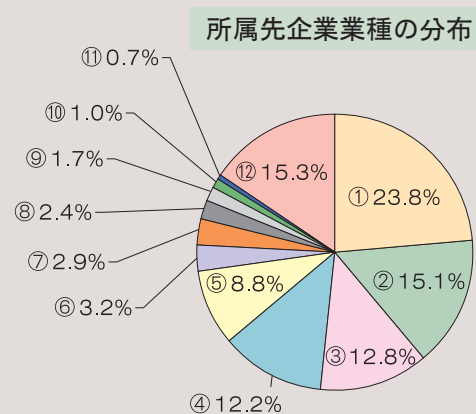
- 【注】1. 日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。
 2. 上記のほか、11期、13期、17期、19期、20期、28期に各1人、29期に2人、未登録が4人いる。
 3. 30期は、1978年に司法修習を終了。60期以降、法科大学院を卒業した新司法試験合格者を含む。

(3) 企業内弁護士の所属先企業の業種

企業内弁護士が所属する企業の業種では、証券・商品先物取引業等の金融業が23.8%で最も多く、次いで銀行・保険業の15.1%と金融関係が多い傾向にある。

(2011年6月末日現在)

業種	人数(人)
①証券・商品先物取引業その他金融業等	140
②銀行・保険業	89
③機械・電気・精密機器等メーカー	75
④情報・通信業	72
⑤卸売・小売業	52
⑥サービス業	19
⑦医薬品	17
⑧不動産業	14
⑨サービサー（債権回収会社）	10
⑩建設業	6
⑪陸・海・空運業	4
⑫その他	90
合計	588



- 【注】1. JILA（日本組織内弁護士協会）調べによるデータをもとに、企業内弁護士の所属する業種別に日弁連が集計したものである。
 2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。
 3. その他には、食料品、電気・ガス業、化学、石油・石炭製品、監査法人などが含まれる。

3. 任期付公務員の状況

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い、2000年11月から導入されている。

また、地方公共団体の一般職職員についても、2002年7月から、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行され、各自治体の条例で定めるところにより前述と同様の任期付職員の採用を可能とする制度がスタートしている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかった（弁護士法旧第30条第1項）ため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国家公務員、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士法第30条の改正（2004年4月1日施行）によって、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限（弁護士法旧第30条第1項・第2項）が撤廃された。

下記表は2011年6月1日現在、日弁連が確認している公職に従事する弁護士の勤務先省庁等である。

		(単位：人)
府 省 名	官 職	人 数 (内女性数)
内閣府	大臣官房会計課会計専門官	1
	大臣官房市民活動促進課課長補佐	1
	男女共同参画局推進課課長補佐（積極措置担当）	1
	計	3 (2)
公正取引委員会	審判官	2
	官房総務課審決訟務室室長補佐（訟務担当）	1
	経済取引局企業結合課 （官房総務課審決訟務室及び審査局第三審査併任）企業結合調査官（主査）	1
	経済取引局企業結合課（官房総務課審決訟務室併任） 企業結合調査官（主査）	1
	審査局管理企画課審査専門官（主査）	1
	審査局管理企画課企画室審査専門官（主査）	1
	審査局第二審査（審査局管理企画課併任）審査専門官（主査）	2
	審査局第四審査（審査局管理企画課併任）審査専門官（主査）	1
	審査局第五審査（審査局管理企画課併任）審査専門官（主査）	1
	計	11 (3)
金融庁	総務企画局市場課専門官	4
	総務企画局企業開示課専門官	3
	総務企画局企画課専門官	1
	総務企画局政策課金融税制室室長補佐	1
	検査局総務課金融証券検査官	2
	検査局総務課専門検査官	1
	監督局総務課課長補佐	1
	監督局保険課課長補佐	1
	公認会計士・監査審査会事務局公認会計士・監査検査官	1
	証券取引等監視委員会事務局証券調査官	2
	証券取引等監視委員会事務局主任証券調査官	1
	証券取引等監視委員会事務局専門検査官	1
	計	19 (6)
総務省	総合通信基盤局電波部電波政策課専門職	2
	計	2 (0)

		(単位：人)
府 省 名	官 職	人 数 (内女性数)
消費者庁	企画課課長補佐（消費者契約担当）	1
	企画課課長補佐（被害者救済担当）	1
	企画課個人情報保護推進室課長補佐（個人情報保護企画担当）	1
	企画課個人情報保護推進室政策企画専門官	1
	企画課被害者救済第二係長	1
	企画課企画官	1
	地方協力課課長補佐（交付金担当）	1
	消費者安全課課長補佐（法規担当）	1
	計	8 (2)
法務省	民事局総務課（民事局付）法務専門職	4
	東京法務局訟務部（訟務部付）上席訟務官	1
	東京法務局訟務部（訟務部付）訟務官	1
	計	6 (1)
外務省	国際法局経済条約課（社会条約官室併任）外務事務官（課長補佐）	2
	経済局経済連携課外務事務官（課長補佐）	1
	計	3 (2)
財務省	関東財務局証券調査官	1
	関東財務局金融証券検査官	1
	関東財務局理財部金融証券検査官	1
	関東財務局証券取引審査官	1
	関東財務局財務事務官（法務監査官）	1
	関東財務局管財第二部訟務課国有財産訟務官	1
	東海財務局証券検査官	1
	近畿財務局金融証券検査官	1
	近畿財務局理財部審査業務課金融証券検査官	1
	計	9 (2)
国税庁	東京国税局国際調査審理官	1
	名古屋国税局国際税務専門官	1
	大阪国税局国際調査審理官	1
	東京国税不服審判所国税審判官	2
	名古屋国税不服審判所国税審判官	1
	広島国税不服審判所国税審判官	1
	計	7 (4)
経済産業省	経済産業政策局産業組織課課長補佐	2
	経済産業政策局知的財産政策室課長補佐	1
	経済産業政策室競争環境整備室室長補佐	1
	通商政策局国際法務室長	1
	計	5 (1)
特許庁	総務部総務課工業所有権制度改正審議室法制専門官	2
	計	2 (0)
文化庁	長官官房著作権課著作権調査官（著作物流通推進室国際交流推進専門官併任）	1
	計	1 (0)
衆議院法制局	衆議院法制局参事	2
	計	2 (2)
東京都	総務局総務部法務課法務副参事	2
	計	2 (1)
東京都町田市	総務部法制課法務担当課長	1
	計	1 (0)
神奈川県庁	政策局政策調整部政策法務課主幹	1
	計	1 (1)
千葉県流山市	総務部総務課政策法務室長	1
	計	1 (1)

(単位：人)

府省名	官職	人数 (内女性数)
大阪府松原市	総務部政策法務課主幹	1
	計	1 (0)
三重県名張市	総務部兼市民部（選挙管理事務局併任）副参事	1
	計	1 (1)
福岡県福岡市	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課課長（こども緊急支援担当）	1
	計	1 (0)
総計		86(29)

【注】 1. 2011年6月1日現在で会員登録をしている弁護士のみを計上している。
 2. ()内の数字は女性弁護士数（内数）である。

3 企業における弁護士活動の実態

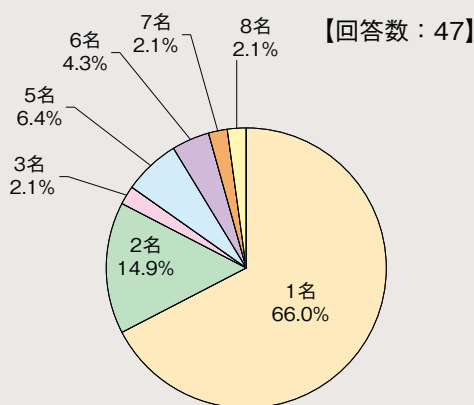
日弁連は、2009年11月に、東京、大阪、名古屋、その他各地の証券取引所の上場企業及び生損保、マスコミの5,215社に対して「企業の弁護士採用に関するアンケート」を実施し、1,196社より回答を得た。そのうち、弁護士を採用していると回答した企業は47社であった。

以下Aでは、弁護士を採用している企業47社の回答から、「企業内弁護士の採用状況、採用条件、満足度」について、概観する。

A 弁護士を採用している企業からの回答

1. 弁護士の採用状況

(1) 現在何人の弁護士が勤務しているか



(2) 採用時の弁護士経験年数（複数回答）

採用時の弁護士経験年数は、「司法修習終了後すぐ」が43.5%と最も多く、次いで「10年超え」の21.7%となっている。

	回答数	割合(注参照)
司法修習終了後すぐ	20	43.5%
1年程度	1	2.2%
3年程度	8	17.4%
5年程度	8	17.4%
6年～10年程度	5	10.9%
10年超	10	21.7%
合計	52	113.0%

(3) 弁護士が所属している部署（複数回答）

	回答数	割合(注参照)
法務部・課	37	78.7%
知的財産部・課	0	0.0%
コンプライアンス部・課	6	12.8%
総務部・課	1	2.1%
秘書部・課	1	2.1%
部署は限定していない	3	6.4%
その他	7	14.9%
合計	55	117.0%

(4) 弁護士の社内における肩書き（複数回答）

	回答数	割合(注参照)
「取締役」又はそれと同等	5	10.6%
「部長」又はそれと同等	6	12.8%
「課長」又はそれと同等	6	12.8%
「係長」又はそれと同等	8	17.0%
肩書きなし	18	38.3%
その他	8	17.0%
合計	51	108.5%

(5) 弁護士の担当業務（複数回答）

	回答数	割合(注参照)		回答数	割合(注参照)
契約審査及び管理	39	83.0%	本社法務部門の統括	14	29.8%
訴訟の管理	32	68.1%	ガバナンス全般	13	27.7%
取引先・相手先との交渉	26	55.3%	子会社関連会社の法務部門の統括	10	21.3%
コンプライアンス全般	25	53.2%	知的財産戦略及び管理	6	12.8%
労働問題対策	18	38.3%	監督官庁対応	6	12.8%
独禁法・規制法対策	18	38.3%	内部通報対応	6	12.8%
株主総会対策	15	31.9%	取締役会・経営会議の運営	3	6.4%
訴訟代理人	14	29.8%	商業登記	3	6.4%
M&A	14	29.8%	その他	3	6.4%
			合計	265	563.8%

【注】上記(2)～(5)の割合(%)は、回答社数47社に対する比率である(但し(2)のみ46社)。設問は複数回答可であるため、比率の合計は100%にならない。

第2編 弁護士の活動状況

2-3 弁護士の活動領域の拡がり

2. 弁護士の待遇

(1) 弁護士の年収

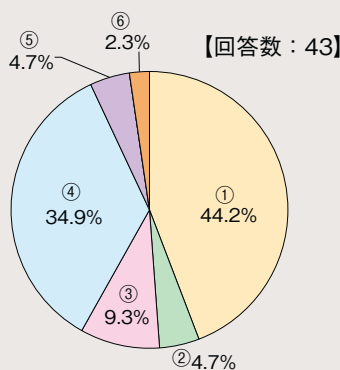
司法修習後すぐ採用の弁護士の年収は1,000万円以内、採用時弁護士経験3年以内の弁護士の年収は1,500万円以内となった。他方で、採用時弁護士経験4年目以降は3,000万円以上の高額事例も認められた。

年収	弁護士経験年数		1年～3年		4年～6年		7年～9年		10年～14年		15年以上	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
500万未満	5	29.4%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	1	25.0%
500～750万未満	9	52.9%	4	36.4%	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%	0	0.0%
750～1,000万未満	3	17.6%	3	27.3%	6	60.0%	2	33.3%	1	12.5%	1	25.0%
1,000～1,500万未満	0	0.0%	3	27.3%	3	30.0%	2	33.3%	3	37.5%	1	25.0%
1,500～2,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2,000～2,500万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
2,500～3,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%
3,000～4,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
4,000～5,000万未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5,000万以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%
合計	17	100.0%	11	100.0%	10	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	4	100.0%

【注】 1. 表示未満を四捨五入しているため、回答総数の比率の合計が100%にならない場合があるが、100%と表記している。

2. 上記表の割合(%)は、弁護士経験年数ごとの回答合計数に対する比率である。

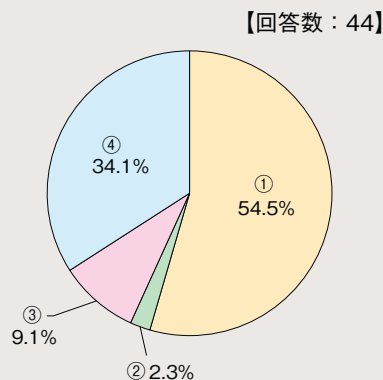
(2) 弁護士の給与体系



弁護士の待遇では、「一般従業員と同様の社内規定（同年代の他の従業員と同等処遇）」（44.2%）を採用する企業が「個別の交渉に基づく年俸制」（34.9%）を採用する企業を上回った。

① 一般従業員と同様の社内規定（同年代の他の従業員と同等処遇）
② 一般従業員と同様の社内規定（資格手当による優遇あり）
③ 一般従業員と同様の社内規定（昇進昇級面で優遇あり）
④ 個別の交渉に基づく年俸制
⑤ 弁護士専用の報酬規程
⑥ ①ないし③と⑤を企業側が選択して組み合わせ

(3) 弁護士会費の負担



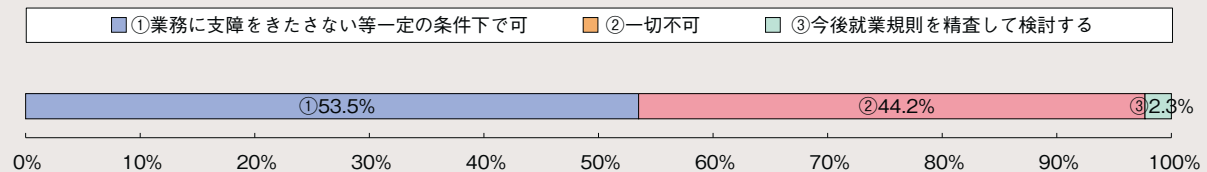
弁護士会費の負担については、「通常会費、特別会費、公益活動義務違反課徴金いずれも会社負担」が54.5%と「いずれも弁護士負担」とする企業を上回る結果となった。

① 通常会費、特別会費、公益活動義務違反課徴金いずれも会社が負担
② 通常会費及び公益活動義務違反課徴金は会社が負担し、特別会費は弁護士負担
③ 通常会費は会社が負担し、特別会費及び公益活動義務違反課徴金は弁護士負担
④ いずれも弁護士が負担

(4) 個人事件受任や会務活動の可否

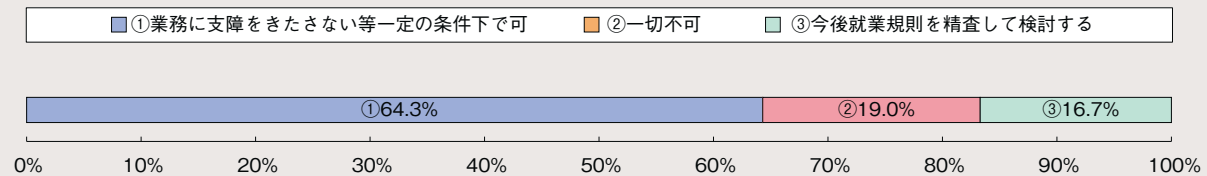
採用した弁護士が、個人事件の受任、義務的な国選事件や当番弁護士の受任、義務的な弁護会の活動を行うことについては、業務に支障をきたさない等一定の条件下であれば、可とする企業が半数以上を占めた。但し、問1の「会社の業務とは無関係の事件を第三者から受任することは認められるか」では、一切不可という企業も半数近くに上る。

■問1 採用した弁護士が、会社の業務とは無関係の事件を第三者から受任することは認められるか 【回答数：43】



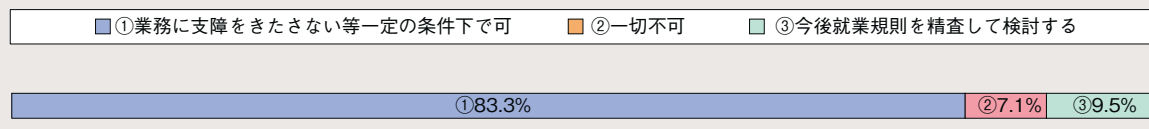
【注】問1のグラフの「①業務に支障をきたさない等一定の条件下で可」の内訳は以下のとおり。
業務に支障がなければ可20.9%、会社の個別の許可があれば可32.6%。

■問2 採用した弁護士が、義務的な国選事件や当番弁護事件を受任することは認められるか 【回答数：42】



【注】問2のグラフの「①業務に支障をきたさない等一定の条件下で可」の内訳は以下のとおり。
業務に支障がなければ可（勤務中の接見や裁判所出頭も可）33.3%、
業務に支障がなければ可（勤務中の接見や裁判所出頭は不可）9.5%、
公益活動義務の範囲内であれば可21.4%。

■問3 採用した弁護士が、義務的な弁護士会の活動を行うことは認められるか 【回答数：42】



【注】問3のグラフの「①業務に支障をきたさない等一定の条件下で可」の内訳は以下のとおり。
業務に支障がなければ可（勤務中の委員会参加も可）40.5%、
業務に支障がなければ可（勤務中の委員会参加は不可）21.4%、
公益活動義務の範囲内であれば可21.4%。

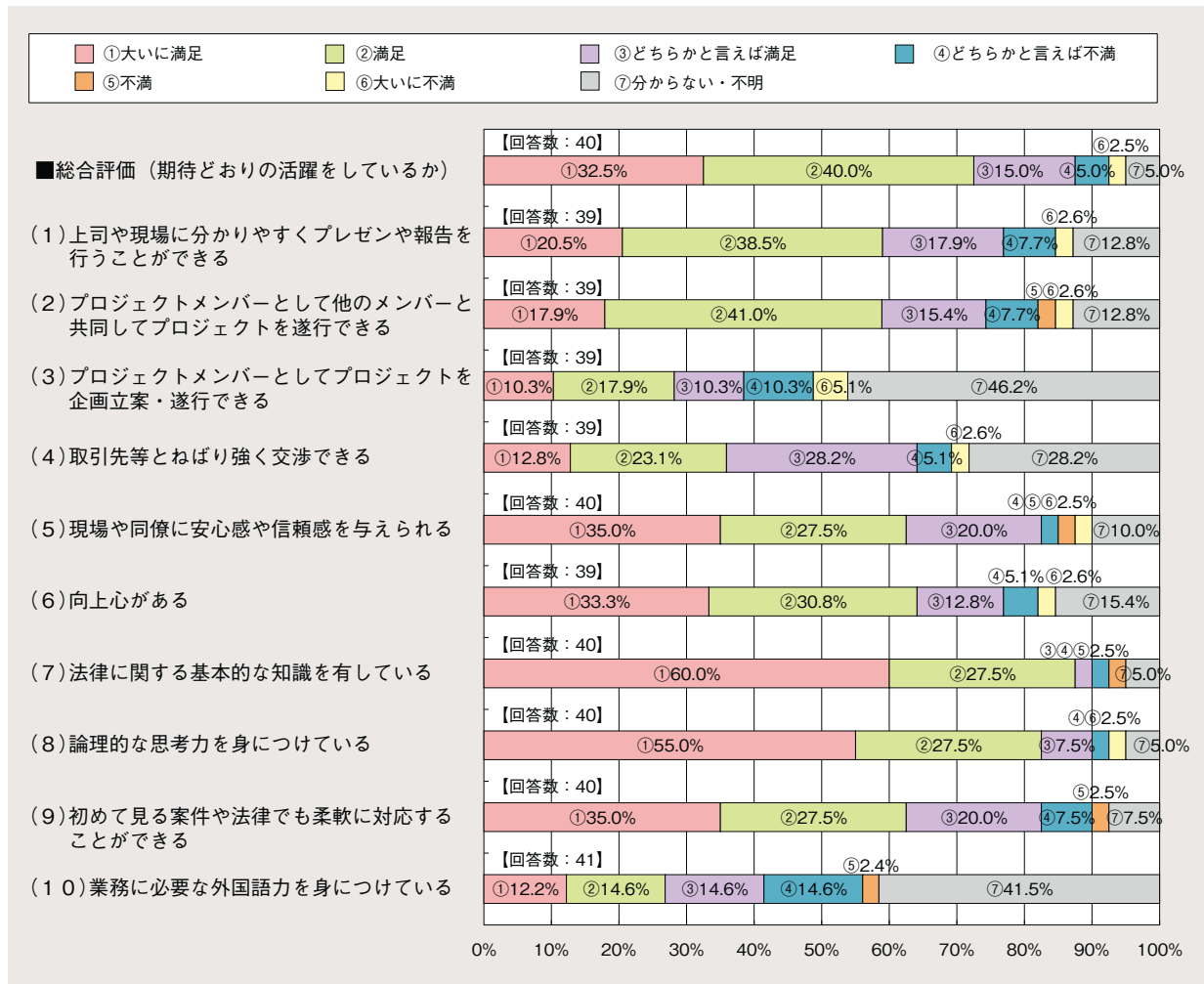
第2編 弁護士の活動状況

2-3 弁護士の活動領域の拡がり

3. 弁護士への満足度

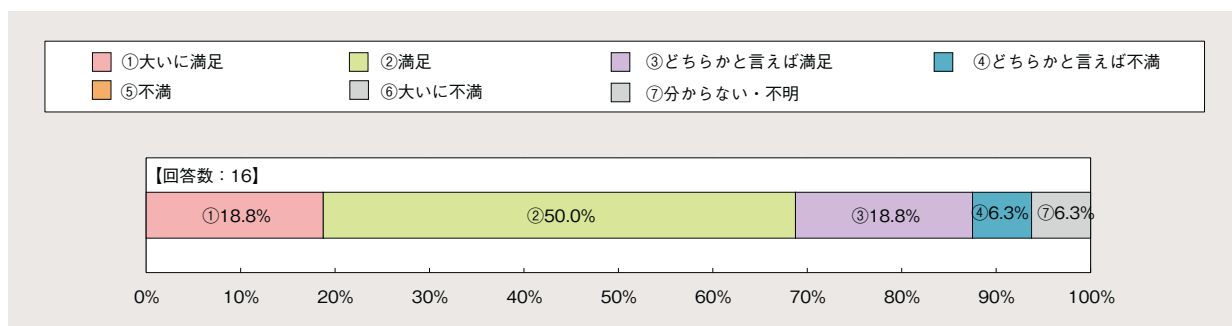
(1) 弁護士への評価

採用した弁護士に対する満足度については、総合評価では、「大いに満足」「満足」「どちらかといえば満足」の合計が87.5%となっており、弁護士を採用している企業のほとんどが「満足」と感じている。特に「法律に対する基本的な知識を有している」「論理的な思考力を身につけている」「初めて見る案件・法律でも柔軟に対応することができる」の設問で高い満足度であった。



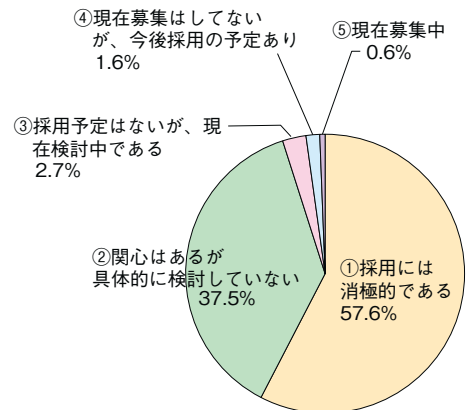
(2) 修習後すぐ採用の弁護士への評価

修習後すぐ採用の弁護士への総合評価「期待どおりの活躍をしているか」についても、サンプルは少ないものの、「大いに満足」「満足」「どちらかといえば満足」の合計が9割近くの高い満足度が認められた（「不満」「大いに不満」は0であった）。



他方、「現在、弁護士を採用していない」と回答した企業1,149社に対し、「今後弁護士を採用する予定があるか」と聞いたところ、回答のあった1,137社のうちの1,112社が企業内弁護士の採用に消極的な回答（①「採用には消極的である（57.6%）」、②「関心はあるが具体的に検討していない（37.5%）」③「採用予定はないが、現在検討中である（2.7%）」）であった。

以下Bでは、弁護士の採用に消極的な回答をした企業について、その理由を聞いた。



【回答数：1,137】

B 弁護士を採用していない企業からの回答

1. 弁護士の採用に消極的な理由（複数回答）

以下は、前述の企業内弁護士の採用に消極的で回答であった企業1,112社に対し、弁護士の採用に消極的な理由について聞いた結果をまとめたものである。

「顧問弁護士で十分」「既存のセクションで十分」「やってもらう仕事がない」など、企業内弁護士の有効な活用方法がまだ見出せないという趣旨の意見が圧倒的多数を占めた。次いで、「報酬（給与）問題」と弁護士の高額な報酬（給与）に対する消極的な意見が多かった。

なお、実際に「弁護士を採用していると回答した企業」における弁護士の報酬体系は、「社内所定の給与体系」を基本とする回答が過半数を占めていた（167頁「2. 弁護士の待遇（2）弁護士の給与体系」参照）。

■採用に消極的な理由■

	回答数	割合		回答数	割合
顧問弁護士で十分	822	73.9%	必要に応じて外注する	7	0.6%
現在の法務部・知的財産部等 既存のセクションで不自由しない	153	13.8%	退職への不安（定着に不安）	6	0.5%
報酬（給与）問題	136	12.2%	採用時期が合わない	5	0.4%
やってもらう仕事がない	101	9.1%	未検討	5	0.4%
親会社・本社・兄弟会社（に決定権 がある／で対応できる）	15	1.3%	監査役の弁護士に相談する	2	0.2%
			その他	18	1.6%
			合 計	1,270	114.2%

【注】上記表の割合（%）は、回答社数1,112社に対する比率である。複数回答可であるため、比率の合計は100%にならない。

◆「その他」自由記述回答の抜粋◆

【不安面】

- 資格者へのマネジメントが分からない。
- 顧問弁護士との関係調整が不安。
- 法務に関係ない業務も多い。

【待遇面】

- 人事制度がない。
- 弁護士に支払う予定の報酬に対して、担当してもらう業務の幅が広いいため、兼ね合いがつかない。

【能力面】

- 資格があることと企業で役立つことは同等ではない。
- 業務に精通した弁護士が少ない。
- 人材によってバラツキが大きく、弁護士とひとくくりで言っても評価も判断もしがたい。
- 企業内に置いてしまうと、弁護士本来の経験やスキルアップが希薄となる。
- 企業法務として、求められる適性がやや異なる（コミュニケーションの能力・企画力・マネジメント力などを求めている）。

第2編 弁護士の活動状況

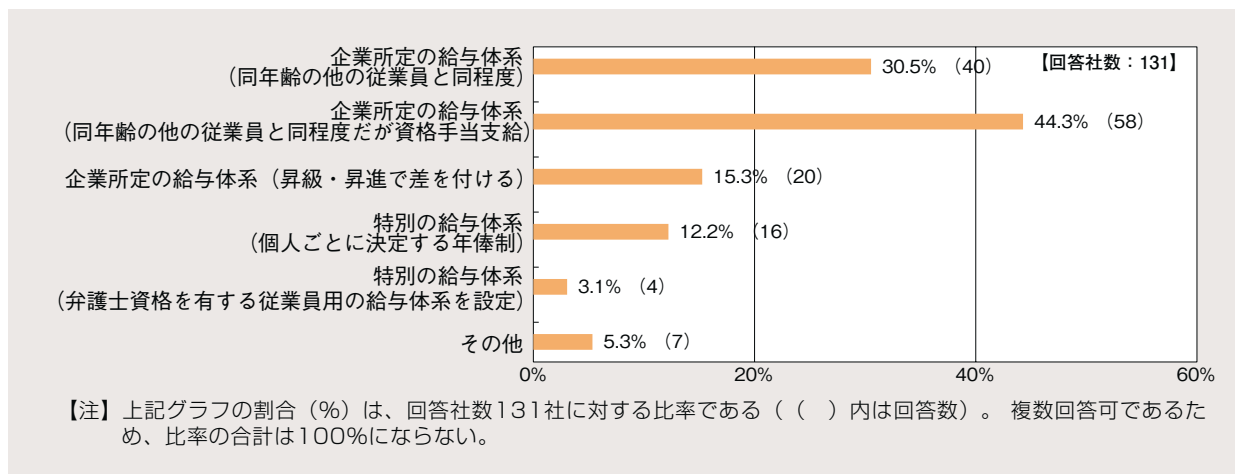
2-3 弁護士の活動領域の拡がり

2. 企業内弁護士の採用を可能とする条件

(1) 報酬体系（複数回答）

以下は、前頁の「1. 弁護士の採用に消極的な理由」で、「報酬（給与）問題」を挙げた企業に対して、いかなる報酬体系によるならば弁護士の採用が可能かについて聞いた結果である。

「企業所定の給与体系」を基本とする回答が、年俸制等の特別の給与体系に対して、圧倒的多数を占めた。但し、その内訳では、「企業所定の給与体系」をそのまま適用するのではなく、資格手当等の優遇措置を検討している回答の方が多かった。



(2) その他の採用を可能とする条件（自由記載）

以下は、弁護士を採用していない企業1,149社のうち、「①採用には消極的である」「②関心はあるが具体的に検討していない」「③採用の予定はないが、現在検討中である」と企業内弁護士の採用について消極的な回答をした企業1,112社に対して、「弁護士の採用を前向きに検討できる採用条件」について聞いた結果をまとめたものである（有効回答数：193）。「報酬・給与体系が自社のもの」「他の社員と同条件での処遇」「一般業務も担当できる」が多数を占めたほか、弁護士であっても特別扱いせず社員としての地位の重視を要求する意見が多かった。

■採用を前向きに検討できる採用条件■

	回答数	割合
報酬・給与体系が自社のもの	35	18.1%
他の社員と同条件での処遇	33	17.1%
一般業務も担当できる	20	10.4%
企業法務の経験がある	18	9.3%
人物評価	12	6.2%
業界・業務内容に精通している	8	4.1%
自社の業務量の拡大すれば	8	4.1%
長期間の勤務が可能であれば	3	1.6%
期限付での契約が可能であれば	3	1.6%
社員が雇用期間に資格を保有すれば	3	1.6%
その他	50	25.9%
合計	193	100.0%

◆「その他」自由記述回答の抜粋◆

- 知財・海外・訴訟案件の経験が豊富である。
- BtoCのビジネスであれば必要性を感じる。
- 処遇制度が確立されれば。
- 管理系セクションで勤務しつつ、必要に応じて弁護士として執務。
- 弁護士会費を会社負担しないでよい。

- 他社との共同採用。
- 社外取締役、社外監査役での招聘。
- 採用の分母が、どこに、どの程度あるかが判れば、業務や処遇も設計し易い。
- 日弁連から条件を明示の上、企業内弁護士を希望する人の情報をもらえると可能性は高まる。
- 人材紹介業を通じた紹介。
- 現在の監査役（弁護士）が退任したら。

6 地方自治体における弁護士活動の実態

日弁連では、2010年4月に全国の地方自治体に対して、地方自治体における弁護士活動の実態に関するアンケートを実施した。

以下は、全国の地方自治体1,797（内訳は、都道府県…47、市区…809、町村…941）に郵送によるアンケートを行い、そのうち1,226自治体（内訳は、都道府県…47、市区…658、町村…521）から得た回答結果によるものである。

1. 弁護士資格を有する職員の採用状況

上段：回答数 下段：割合

(1) 弁護士資格を有する職員の有無

右の表は、全国の地方自治体における弁護士資格を有する職員の有無について、都道府県、市区、町村別にまとめたものである。

これを見ると、都道府県、市区町村ともに、弁護士資格を有する職員はほとんどいないことが分かる。

	いる	いない	無回答	回答総数
都道府県	1 2.1%	42 89.4%	4 8.5%	47 100.0%
市区	9 1.4%	635 96.5%	14 2.1%	658 100.0%
町村	0 0.0%	508 97.5%	13 2.5%	521 100.0%
全体	10 0.8%	1,185 96.7%	31 2.5%	1,226 100.0%

(2) 今後の採用予定

上記の「弁護士資格を有する職員の有無」の問いで「いない」と回答した地方自治体（1,185）に対して、「今後の採用予定」について聞いた結果が右の表である。ほとんどの自治体が「採用の予定はない」と回答している。

	ある	検討中	ない	無回答	回答総数
都道府県	1 2.4%	4 9.5%	34 81.0%	3 7.1%	42 100.0%
市区	1 0.2%	21 3.3%	600 94.5%	13 2.0%	635 100.0%
町村	0 0.0%	16 3.1%	486 95.7%	6 0.2%	508 100.0%
全体	2 0.2%	41 3.5%	1,120 94.5%	22 1.9%	1,185 100.0%

(3) 採用の支障となる要因（複数回答）

「弁護士を採用する場合の支障となる要因とは何か」との問いでは、「給与が高くなる」「費用対効果が計測しづらい」といった、給与や費用の問題を上げる自治体が半数近くを占めた。

	給与が高くなる	費用対効果が計測しづらい	弁護士以外の専門有資格者を利用している	弁護士を必要とする仕事がない	弁護士を利用する態勢が整っていない	能力に対する不安がある	その他	無回答	回答総数
都道府県	7 14.9%	12 25.5%	0 0.0%	6 12.8%	8 17.0%	0 0.0%	16 34.0%	11 23.4%	47 127.6%
市区	301 45.7%	290 44.1%	6 0.9%	76 11.6%	153 23.3%	9 1.4%	93 14.1%	107 16.3%	658 157.4%
町村	271 52.0%	262 50.3%	2 0.4%	130 25.0%	171 32.8%	6 1.2%	24 4.6%	71 13.6%	521 179.9%
全体	579 47.2%	564 46.0%	8 0.7%	212 17.3%	332 27.1%	15 1.2%	133 10.8%	189 15.4%	1,226 165.7%

【注】 1. (1)及び(2)の比率については、表示未満を四捨五入しているため、回答総数の比率の合計が100%にならない場合があるが、100%と表記している。
2. (3)の設問は複数回答可であるため、比率の合計は100%にならない。

2. 顧問弁護士の状況

上段：回答数 下段：割合

(1) 顧問弁護士の有無

右の表は、全国の地方自治体における顧問弁護士の有無について、都道府県及び市区、町村別にまとめたものである。

「顧問弁護士がいる」と回答した都道府県と市区はそれぞれ全体の約8割を占め、町村においても、約6割の自治体で顧問弁護士が就任している。

また、顧問弁護士がいると回答した地方自治体(900)における顧問弁護士の男女別人数については、男性の顧問弁護士が圧倒的に多い。

■顧問弁護士の有無■

	いる	いない	無回答	回答総数
都道府県	38 80.9%	9 19.1%	0 0.0%	47 100.0%
市区	558 84.8%	91 13.8%	9 1.4%	658 100.0%
町村	304 58.3%	209 40.1%	8 1.5%	521 100.0%
全体	900 73.4%	309 25.2%	17 1.4%	1226 100.0%

■顧問弁護士の就任状況（男女別人数）■

	0人		1人		2人		3人		4人		5人以上		無回答	回答自治体数
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
都道府県	0 0.0%	34 89.5%	7 18.4%	4 10.5%	14 36.8%	0 0.0%	5 13.2%	0 0.0%	6 15.8%	0 0.0%	6 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	38 100.0%
市区	6 1.1%	513 91.9%	366 65.6%	24 4.3%	108 19.4%	1 0.2%	35 6.3%	0 0.0%	13 2.3%	1 0.2%	11 2.0%	0 0.0%	19 3.4%	558 100.0%
町村	0 0.0%	287 94.4%	269 88.5%	4 1.3%	14 4.6%	0 0.0%	5 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.0%	0 0.0%	13 4.3%	304 100.0%
全体	6 0.7%	834 92.7%	642 71.3%	32 3.6%	136 15.1%	1 0.1%	45 5.0%	0 0.0%	19 2.1%	1 0.1%	20 2.2%	0 0.0%	32 3.5%	900 100.0%

(2) 顧問弁護士がいない自治体の法的問題の対応

以下は、上記の「顧問弁護士の有無」の問いで「いない」と回答した地方自治体(309)に対する、「法的な問題が生じた場合、どのように対応しているか」の回答について(自由記述回答)抜粋したものである。

◆自由記述回答の抜粋◆

【県】

- 事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
- 法務・文書室で対応し、必要に応じて担当室から弁護士に相談している。
- 法律相談に関し数名の弁護士と契約を締結し、法的な問題が生じた場合、随時相談できることとしている。
- 知事の権限に属する事務の遂行上発生した法律上の問題を適正に処理するため、各部等からの法律相談に応じる「法律顧問」を設置している。

【市区】

- 事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
- 特定の弁護士・弁護士法人と相談に関する委託契約を締結している。
- 市長会を通じて同会の顧問弁護士に相談している。
- 顧問契約は締結していないが、日常的に相談可能な弁護士が存在する。
- 「法律アドバイザー」として委嘱した弁護士に相談して対応している。

【町村】

- 事案に応じて、個別の弁護士に相談、依頼している。
- 町村会を通じて同会の顧問弁護士に相談している。
- 町村会を通じて弁護士を紹介してもらっている。
- 町村会で実施している法律相談会を利用している。
- 県に照会の上、対応を協議する。
- 「行政アドバイザー」として弁護士を委嘱している。

資料8

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①

(2012年1月現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)
東京都	総務局	5(1)
	労働委員会事務局	2(2)
	合計	7(3)
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	法務部	2
町田市(東京都)	総務部法制課	1(1)
神奈川県	政策局政策調整部政策法務課	1(1)
	教育局支援教育部支援教育企画課	1(1)
	合計	2(2)
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1(1)
逗子市(神奈川県)	総務部	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1(1)
栃木市(栃木県)	総務部	1(1)
名古屋市(愛知県)	緑政土木局農政課	1
名張市(三重県)	総務部兼市民部	1(1)
多気町(三重県)	総務税務課	1(1)
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1(1)
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1
岡山市(岡山県)	環境局環境企画総務課	1
福岡市(福岡県)	子ども未来局子ども総合相談センター子ども緊急支援課	1(1)

総計 23(13)※注②③

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた任期付職員及び任期の定めのない職員の人数

※注②. 弁護士登録者、未登録者(8名)及び採用に伴う登録取消者(5名)を含む。

※注③. ()内は、任期付職員の数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2012年1月現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)
2004	・東京都:2
2005	
2006	・逗子市:1
2007	・東京都:2 ・兵庫県:1 ・岡山市:1
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1 ・大阪市:1
2009	・東京都:2 ・名張市:1
2010	・東京都:2 ・特別区人事・厚生事務組合:2 ・町田市:1 ・神奈川県:2
2011	・東京都:1 ・流山市:1 ・名張市:1 ・松原市:1 ・名古屋市:1
※注②	・福岡市:1 ・厚木市:1 ・栃木市:1 ・多気町:1

【注】※注①. 各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

※注②. 2011年度は、2011年4月～2012年1月の採用実績である。

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の今後の採用予定※注

(2012年1月現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
東京都	2012年4月1日1名採用予定(任期付)
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	2012年4月1日1名採用予定(任期付)
富山市(富山県)	2012年4月1日1名採用予定(任期付)
和歌山市(和歌山県)	2012年4月1日1名採用予定(任期付)
明石市(兵庫県)	2012年4月1日2名採用予定(任期付)

【注】※ ひまわり求人求職ナビでの募集状況であり、採否の結果は不明である。

地方公共団体で「ひまわり求人求職ナビ」を利用して常勤職員を募集した際の条件等について

(2012年1月 日弁連調べ)

地方公共団体名	登録申請月	募集役職名	実務経験
東京都労働委員会	2008年12月	副参事(任期付職員)	1年以上
東京都	2009年6月	副参事(任期付職員)	3年以上
町田市	2009年9月	法務担当課長(任期付職員)	3年以上
東京都労働委員会	2010年2月	副参事(任期付職員)	3年以上
松原市	2010年2月	主幹(任期付職員)	1年以上
神奈川県	2010年2月	支援教育企画課主幹(任期付職員)	2年以上
神奈川県	2010年2月	政策法務課主幹(任期付職員)	2年以上
加西市	2010年3月	法務担当専門職(一般)	経験不問
加西市	2010年6月	未定(任期付職員)	経験不問
東京都労働委員会	2010年12月	副参事(任期付職員)	3年以上
流山市	2010年12月	(仮称)政策法務室長(任期付職員)	2年以上
厚木市	2011年6月	法務専門監(任期付職員)	3年以上
特別区人事・厚生事務組合 (東京23区)	2011年7月	副参事(任期付職員)	3年以上
富山市	2011年8月	法務専門監(任期付職員)	経験不問 (概ね2年以上)
栃木市	2011年9月	総務部参事(任期付職員)	経験不問
明石市	2011年11月	実務経験に基づき係長級、課長級、次長級(任期付職員)	経験不問
和歌山市	2011年12月	法務専門副主幹(任期付職員)	2年以上
東京都	2011年12月	法務担当課長(任期付職員)	2年以上

※ ひまわり求人求職ナビに掲載のあったものについて、各地方公共団体の公募の情報に基づき記載した。

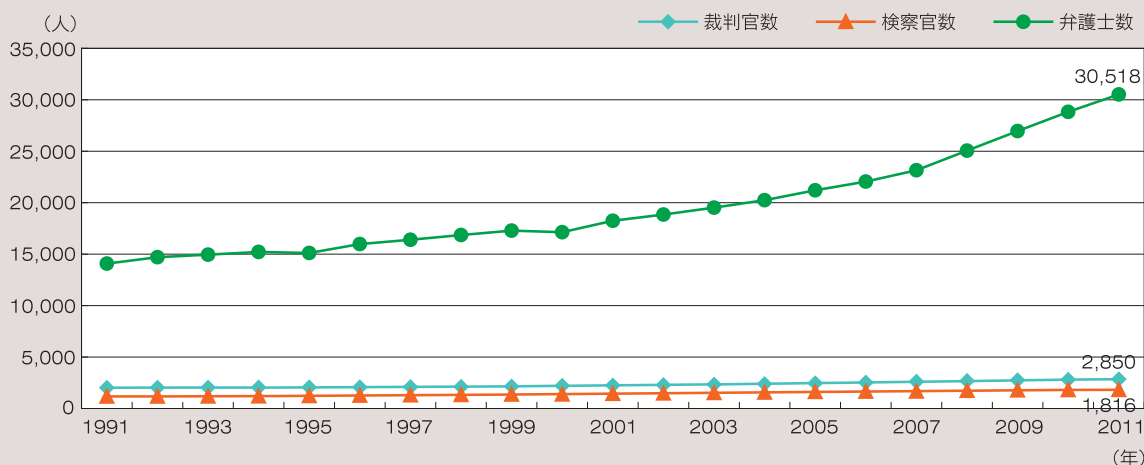
7 裁判官数・検察官数・弁護士数の推移

以下は、裁判官数、検察官数、弁護士数の推移と男女の割合を見たものである。

年	裁判官数（簡裁判事を除く）			検察官数（副検事を除く）			弁護士数		
	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合
1991 (H3)	2,022	—	—	1,172	96.2%	3.8%	14,080	94.2%	5.8%
1992 (H4)	2,029	—	—	1,174	95.9%	4.1%	14,704	93.9%	6.1%
1993 (H5)	2,036	—	—	1,184	95.4%	4.6%	14,953	93.7%	6.3%
1994 (H6)	2,046	—	—	1,190	95.0%	5.0%	15,212	93.5%	6.5%
1995 (H7)	2,058	—	—	1,229	94.3%	5.7%	15,110	93.4%	6.6%
1996 (H8)	2,073	—	—	1,270	93.6%	6.4%	15,975	92.7%	7.3%
1997 (H9)	2,093	—	—	1,301	92.9%	7.1%	16,398	92.2%	7.8%
1998 (H10)	2,113	—	—	1,325	92.0%	8.0%	16,853	91.7%	8.3%
1999 (H11)	2,143	—	—	1,363	91.6%	8.4%	17,283	91.1%	8.9%
2000 (H12)	2,213	—	—	1,375	90.8%	9.2%	17,130	91.1%	8.9%
2001 (H13)	2,243	—	—	1,443	89.4%	10.6%	18,246	89.9%	10.1%
2002 (H14)	2,288	—	—	1,484	88.4%	11.6%	18,851	89.1%	10.9%
2003 (H15)	2,333	—	—	1,521	87.4%	12.6%	19,523	88.3%	11.7%
2004 (H16)	2,385	—	—	1,563	87.2%	12.8%	20,240	87.9%	12.1%
2005 (H17)	2,460	—	—	1,627	86.2%	13.8%	21,205	87.5%	12.5%
2006 (H18)	2,535	—	—	1,648	85.2%	14.8%	22,056	87.0%	13.0%
2007 (H19)	2,610	—	—	1,667	84.4%	15.6%	23,154	86.4%	13.6%
2008 (H20)	2,685	—	—	1,739	82.8%	17.2%	25,062	85.6%	14.4%
2009 (H21)	2,760	80.4%	19.6%	1,779	81.8%	18.2%	26,958	84.7%	15.3%
2010 (H22)	2,805	79.7%	20.3%	1,806	81.0%	19.0%	28,828	83.8%	16.2%
2011 (H23)	2,850	79.1%	20.9%	1,816	80.3%	19.7%	30,518	83.2%	16.8%

- 【注】1. 裁判官数は最高裁判所調べによるもので、簡裁判事を除く各年の4月現在のもの。なお、2008年までの簡裁判事を除いた男女の内訳については、不明である。
 2. 検察官数は法務省調べによるもので、副検事を除く各年の3月末日現在のもの。
 3. 弁護士数は、正会員数（会員の種類については、p.81 参照）で各年の4月1日現在のもの。

■裁判官・検察官・弁護士数の推移■



法律事務所への入所活動支援に関する 日弁連及び弁護士会等の取組について

司法修習生等が行う法律事務所への入所活動に資するべく以下のような取組を行っている。

【日弁連の取組】

1 アンケート調査・聞き取り調査等

(1) 法律事務所の弁護士求人アンケートの実施(2006年～2010年)

全法律事務所を対象に、当年度採用者の待遇や次年度以降の採用計画等を調査するアンケートを実施。年々求人数が低下している傾向が見られている。

(2) 新規登録弁護士の就業状況アンケートの実施(2007年(59期)～2010年(63期))

新規登録弁護士を対象とした、就職活動の状況(入所先決定時期等)や入所先での待遇等について調査するアンケートを実施。年々新人弁護士の給与の低額化傾向が見られる。

(3) 弁護士会を通じた修習生の進路内定状況調査の実施(2007年(60期)～2011年(64期))

司法修習中の修習生を対象に、入所先の決定状況等を調査。特に弁護士登録希望者において、入所先の決定時期が遅くなりつつある状況がうかがえる。

(4) 弁護士未登録者の行方について各弁護士会に聞き取り調査を依頼(2009年(新61期)～2011年(現64期))

弁護士未登録者について、修習終了後の進路の聞き取り調査を依頼している。

2 弁護士会・会員・他団体等への種々の要請活動及び協議会等の開催

(1) 全会員に対し、修習終了予定者の採用について要請(2006年～2011年)

法律事務所における修習終了予定者採用、事務所訪問の積極的受入、「ひまわり求人求職ナビ」への求人情報の掲載、また求人情報の掲載まではいたらずとも「いい人が居れば採用したい」という意向のある事務所を「新規登録弁護士の受入対応窓口」に集約すること等を依頼。

(2) 弁護士会連合会・弁護士会に対し、修習生に対する採用説明会の開催を要請(2006年～2011年)

2006年度(主に60期対象)24会(うち弁連3会)

2007年度(主に61期対象)28会(うち弁連3会)

2008年度(主に62期対象)22会(うち弁連1会)

2009年度(主に63期対象)22会(うち弁連2会)

2010年度(主に64期対象)21会(うち弁連2会)

2010年度(主に65期対象)15会(うち弁連2会)

以上の弁護士会等が、採用説明会等を実施した。

- (3) 「①新規登録弁護士の受け入れ，②即時独立弁護士への開業支援体制，③偏在解消のための経済的支援制度に関する全国担当者連絡協議会」の開催(2007年～2011年)

弁護士会に対し，次年度に登録予定の修習生への採用問題対策の実施及び即時・早期独立弁護士を含む若手弁護士への支援体制の整備を要請するとともに，「弁護士偏在解消のための経済的支援」の運営に関し，弁護士会及び弁護士会連合会の理解を深める，2007年から毎年協議会を開催している。

- (4) 法科大学院に対し，実務家教員の協力等修習生に対する就職活動の支援を要請(2009年6月)

法科大学院協会総会における要請及び協力依頼文書の送付を行った。

- (5) 法科大学院の就職支援担当者との意見交換会の開催(2009年8月，2010年5月)

法科大学院における就職支援体制整備のために，法科大学院協会の要請に基づき多数の法科大学院で設けられている就職支援担当者に参加を求め，弁護士採用問題の状況認識を当連合会と共通にするとともに，法科大学院における就職活動支援の具体的取組について情報・意見交換を行った。

3 相談窓口の設置

- (1) 「新規登録弁護士の受入対応窓口」の設置を要請(2007年～2011年)

①日弁連，弁護士会連合会，弁護士会その他の団体との情報交換及び会員への情報発信，②求職者及び求人情報の把握，③求職者への対応及び採用事務所の発掘，④独立開業者に対する経済的・技術的支援に関する諸方策の策定及び実施，⑤その他第一条の目的を達成するために必要な業務，を行う対応窓口を各弁護士会に設置(現在は50会が対応窓口を設けている。)

- (2) 「日弁連就職情報窓口」の設置・修習生からの相談の対応(2007年9月～2011年)

就職活動に関する一般的な相談(なかなか入所事務所が決まらないので就職活動のコツを教えて欲しい，法律事務所から過度な勧誘行為を受けて困っ

ている等)を受け付ける相談窓口を開設。現在までに74件の相談あり。

4 採用情報説明会・相談会等の開催

(1) 採用情報説明会の開催，東京三会就職説明会への共催(2006年～2011年)

東京・大阪以外の各地の弁護士会においては，他会配属の修習生と接する機会が乏しく，就職情報が十分に伝達されないため，求人情報・求職情報を得ることが特に困難となる。そこで，2006年(新60期)以降，修習生と，各地の弁護士会との接触の機会を持たせ，各地の採用情報等の提供を行うため，採用情報説明会を開催してきた。

2011年度は，修習開始前の多忙な修習生達に対し，一元的に情報を提供すべく，東京三弁護士会就職合同説明会を共催した。

(2) 司法修習終了予定者対象の就職先未定者・即時独立開業予定者のための相談会の開催(2008年(現61期)～2011年(新64期))

①法律事務所，企業等への就職を希望しているが就職先が決まっていない修習生や，②既存の法律事務所には就職せず独立開業を考えている修習生に対し，就職情報の提供，即時独立弁護士の受け入れ・支援弁護士会の情報提供，事務所開設・業務開始に関するアドバイスなどを行う相談会を開催。

5 冊子等の発行

(1) 「一人で事務所を経営している弁護士の方へ(2006年)」，「新人弁護士採用ハンドブック(2010年)」の作成

複数事務所化のメリットや採用条件・採用形態の紹介，契約書のひな形等の情報をまとめた冊子を作成した。

6 求人・求職情報の一元化・情報提供活動

(1) 「ひまわり求人求職ナビ」の設置(資料12)

2008年8月1日から全国共通の求人求職情報提供システムを設置・運営している。この「ひまわり求人求職ナビ」は，法律事務所，企業・団体，官公庁・地方自治体等からの弁護士及び司法修習生に対する「求人情報」と，弁護士及び司法修習生の「求職情報」を掲載し，求人活動・求職活動を両面からサポートするシステムである。

※2008年8月の「ひまわり求人求職ナビ」一般公開時は，以下の通りだった。

①求人情報登録件数

修習生向け(法律事務所38件, 企業団体等5件, 官公庁0件)

弁護士向け(法律事務所30件, 企業団体等6件, 官公庁0件)

②求職情報登録件数

法律事務所向け(修習生101件, 弁護士1件)

企業団体向け(修習生63件, 弁護士1件)

官公庁向け(修習生62件, 弁護士1件)

しかし, 2012年1月10日現在, 登録件数は以下の通りとなっており, 登録及びナビの利用は着実に進んでいるが, 依然として求職情報の登録件数に対し, 求人情報の登録件数が少ない状態である。

①求人情報登録件数

修習生向け(法律事務所170件, 企業団体等23件, 官公庁1件)

弁護士向け(法律事務所148件, 企業団体等37件, 官公庁6件)

②求職情報登録件数

法律事務所向け(修習生1,328件, 弁護士29件)

企業団体向け(修習生893件, 弁護士25件)

官公庁向け(修習生776件, 弁護士24件)

7 その他

(1) 「求職者情報登録カード」の運用(2010年～2011年)

「求職者情報登録カード」を, 司法修習生から提出してもらい, 登録を希望する弁護士会において, 会員に閲覧させる等して, 採用に結びつける試みを実施した。

【弁護士会等の取組】

1 採用情報説明会・相談会等の開催

(1) 採用説明会等の開催

2006年度(主に60期対象)24会(うち弁連3会)

2007年度(主に61期対象)28会(うち弁連3会)

2008年度(主に62期対象)22会(うち弁連1会)

2009年度(主に63期対象)22会(うち弁連2会)

2010年度(主に64期対象)21会(うち弁連2会)

2010年度(主に65期対象)15会(うち弁連2会)

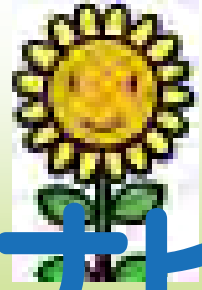
以上の弁護士会等が、採用説明会等を実施した。

2 その他

(1) 入所先希望者からのエントリーシートの受付(第二東京・横浜・札幌)

弁護士会への登録を希望する修習生の履歴書を弁護士会事務局に備え置き、求人を検討している会員の閲覧に供する取組を実施している。

弁護士・修習生 求人求職情報提供システム ひまわり求人求職ナビ



日本弁護士連合会は、全国共通の弁護士・修習生求人求職情報提供システム「ひまわり求人求職ナビ」の運用を開始しました。

「ひまわり求人求職ナビ」は、司法修習生の求職や、経験弁護士の（法律事務所、任期付公務員、企業などへの）転職に関するニーズに対応するために、法律事務所、企業及び官公庁等の「求人情報」と弁護士及び司法修習生の「求職情報」を日弁連のホームページに掲載し、求人活動・求職活動を両面からサポートするシステムです。



日弁連HP「ひまわり求人求職ナビ」にアクセスして下さい
「ご利用方法など詳細は裏面をご覧ください」



ひまわりナビに求職情報を登録すると

メールマガジンが配信され、

最新の求人情報がお手元に届きます！



ひまわり求人求職ナビは 修習生のこんな悩みを解決します



- 求人をおこなっている法律事務所へのアポイントがなかなかとれない…
- 就職活動をしている時間がない！
- 現在の修習地と違う地域の法律事務所に就職を希望しているのだが…
- 企業又は官公庁への就職を希望しているのだが、どこに応募したらよいか分からない…
- 自分に合った条件の就職先を探したい…

求職情報の公開（無料！） “最新の求人情報” メールマガジンの配信

「ひまわり求人求職ナビ」は日弁連のホームページにアクセスし、画面にしたがって必要事項を入力するだけで簡単に求職情報の登録を行うことができます。

登録いただいた求職情報は、全国の弁護士（法律事務所）、求人情報を掲載している企業、官公庁等の採用担当者が閲覧することができますので、求人側からのアクセスも期待できます。

なお、求職情報はセキュリティにも配慮し、「公開・非公開」を項目毎に選択できるので匿名での求職情報掲載が可能です。

また、**求職情報を登録した方のみ**を対象に、毎月2回程度、日弁連から**メールマガジン**を発行し、**最新の求人情報**や、**就職説明会**のご案内や、就職活動に役立つ情報をお知らせするお届けします。

法律事務所・企業・官公庁などの 求人情報の検索・閲覧ができます（無料！）

新規登録弁護士の採用を予定している全国の法律事務所、企業、官公庁などの求人情報を検索・閲覧することができます。

地域、取扱事件、想定される業務など、条件を絞って検索することができますので、自分に合った求人先を容易に検索することができます。

その他のご利用・登録方法等について

- Q. 求職情報の公開時期はいつですか。情報を変更又は抹消したい場合には、どうすればよいのですか。
- A. 原則として、情報登録と同時に公開されます。また、情報掲載時に、登録された e-mail アドレス宛に掲載通知メールが発信されます。同メールには、掲載情報の変更や抹消のためのID・パスワードが記載されていますので、そのID・パスワードで変更・抹消画面にアクセスしてください。
- Q. 登録時に掲載期間を指定する必要があるようですが、延長したい場合にはどうすればよいのですか。
- A. 掲載後に上記ID・パスワードで変更画面にアクセスし、掲載期間の変更申請を行ってください。
- Q. 求職情報はどのような企業・団体でも閲覧できるのですか。
- A. 求人情報の掲載を行っている企業・団体のみが閲覧できます。
- Q. 氏名や連絡先を非公開とした場合にはどのようにアプローチがくるのですか。
- A. 求人側のシステムに用意されている「オファーボタン」を利用することにより、匿名の登録者にも e-mail を送ることができます。また、匿名性を保持したままオファーに対してお断りの e-mail を送ることもできます。

独立開業支援に関する 日弁連及び弁護士会の取組について

入所支援の取組と並行して、オンザジョブトレーニング（以下「OJT」という。）を受ける機会の乏しい即時又は早期に独立開業した弁護士及び独立開業を予定する司法修習生等に対し、次のような支援を実施することで、独立開業に対する不安を軽減させ、弁護士登録を促進するための取組を行っている。

【日弁連の取組】

1 OJTの補完的な支援

(1) 独立開業支援メーリングリストの運営（2008年8月～2011年）（資料15）

事務所物件の選定、事務職員の採用、開業にあたっての各種手続といった開業準備に関する質問、開業後の弁護士業務に関する質問等を受け付けるメーリングリストを開設している。2012年1月11日時点で弁護士・修習生併せて206名が登録。

(2) 独立開業支援チューター制度（2008年8月～2011年）（資料16）

対象は弁護士登録をした者に限られるが、即時・早期の独立開業者に対し、2名1組で構成されるチューター弁護士を配置し弁護士業務に関するアドバイスをを行う、チューター制度を実施している。2012年1月11日時点で63名が利用。

2 冊子等の発行

(1) 開業準備等に関する冊子の発行と改訂

① 「即時・早期独立開業マニュアル」（2008年12月）

徹底した費用の節約と専門家としての力量アップをキーワードに、弁護士開業ノウハウを集約したマニュアル。

② 「即時・早期独立経験談集」（2008年12月）

即時又は早期に独立した弁護士の経験談を取りまとめたもの。独立の経緯から開業にあたって困ったこと等が語られている。

③ 「弁護士業務Q&A～即時・早期独立弁護士向け～」（2009年2月）

弁護士業務全般について、特に初歩的なQ&Aを取りまとめたもの。

④ 「弁護士のための事務所開設・運営の手引き」出版（2011年5月）

事務所開設、事務職員の雇用、業務の獲得・遂行、経理・税務、報酬の

決め方など、主に独立開業に役立つ情報を掲載した手引きを刊行。

(2) パンフレット「地方で独立開業してみませんか？」発行（2009年3月）

日弁連が実施している弁護士独立開業に関する技術的・経済的支援についてまとめたパンフレットを作成した。

3 相談窓口の開設

(1) 開業支援情報受付窓口の開設（2011年7月）

即時又は早期に独立開業した弁護士、又は検討中の方を対象に、「開業準備や開業にあたっての各種手続」、「事件処理に関する一般的な事柄」、「依頼者との関係、事務所の運営方法」等に関する質問・相談を受け付ける相談窓口を開設している。

4 その他

(1) 『弁護士事務所開業のノウハウ』の配信（2009年3月）

事務所を開業する際に直面する、事務所物件の賃貸、事務職員の雇用等事務所経営に関する様々な問題についての注意点を解説した動画を作成し、ホームページ上などで配信。

【弁護士会の取組】

（資料14「即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況」参照）

1 独立開業支援のための取組の例

(1) 「はなさき記念館」の設置（第二東京）（2011年12月）

事務所の確保が困難な新人弁護士に対し、実費程度の負担で、独立した事務所スペースを提供するというハードウェアの支援策を実施。

(2) 新人独立弁護士に対する指導委託制度（大阪・愛知県など）

新人弁護士が、指導期間中、支援担当弁護士の事務所で指導を受けることができ、自分の個人事件についての質問や支援担当弁護士の事件の共同受任を可能にする制度。

(3) 「チューター制度」の実施（横浜・愛知県など）

新入会員を10名程度に分けたグループに、指導・支援を担当する弁護士（チューター）を配置し、1年程度、新入会員が主体となって勉強会及び懇談会を開催、もって新入会員相互間及びチューターとの交流を図り、弁護士としての業務遂行に必要な能力・資質の涵養及び会務等の情報交換の場としている。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
1 東京	チューター制度運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士集合研修(2日間) ●選択必修研修(弁護士研修センターが指定する研修講座を3項目以上受講する。) ●倫理研修 ●個別研修(一般法律相談・被疑者弁護又は被告人弁護) ●会務研修(各種委員会に研修員として1年間参加) 				<ul style="list-style-type: none"> ●制度の利用申出者に対して担当となるチューターを付し、対象者に下記の事項につき助言を行う。 ①法律事務処理に関する一般的事項 ②新規業務獲得に関する一般的事項 ③対象者が受任した事件その他法律事務(相談事務を含む)の処理方法 ④事務所経営に関する事項 ⑤独立開業に関する事項 ⑥その他チューターが相当と判断する事項 ●具体的な指導方法はチューターに一任しているが、チューターと対象者とが共同受任で個別具体的事件処理を行う場合もある。 ●指導期間は原則としてチューター選任後1年間。 		<ul style="list-style-type: none"> ●「若手相談室」(新進会員活動委員会が運営)この相談室では登録後5年以内の会員を対象に、事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に付随して生じる様々な悩み事を同じく登録5年以内の同委員会委員が相談にのる。相談方法はメールで相談を受け付け、同委員会委員長が決定した相談担当者2名が面談を行い、アドバイスや関係機関の紹介などを行う。 ●会員サポート窓口(会員サポート窓口運営協議会が運営)この窓口は、若手会員のみならず全会員対象。原則として1回的な助言で解決できる事項を対象とし、業務に関して生じた問題等につき、助言をする。
2 第一東京	弁護士就職情報センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士研修としての国選弁護士研修を優先的に割り当て、早期に国選弁護事件が受任できるように検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ●刑事訴訟に、被疑者国選弁護に関するマニュアル作成及び受任後のメーリングリスト(登録3年以下ML、名簿登録者間ML等)を利用した同委員会委員を中心とした相談体制の構築をとっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ●若手会員の活動について、委員会の諸活動への参加を呼びかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●即独支援ではないが、新規登録弁護士研修の一つである国選弁護士研修において、新規登録弁護士が研修として受任した事件の捜査段階、公判段階までをマンツーマンで指導する体制をとっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象弁護士が、当会として担当希望者が少ない多摩地区における国選弁護事件を受任出来るよう検討中。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メンバーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
3 第二東京	新人サポートセンター	●第二東京弁護士会の新規登録弁護士研修指導要領に基づいた研修。	●新人サポートセンターメンバーリングリストで業務・事件処理・事務運営に関する助言を行っている。現在300名以上の若手会員がメンバーリングリストに参加しており、具体的な事件処理の方法、証拠収集（情報集）の方法等について、活発なやりとりがなされている。）		●登録1年目の会員は新人研修の1つとして必ず1つの委員会又は幹事となることを義務づけている。各委員会ではその委員会で法律相談やシンポジウムに積極的に新人弁護士を立ち合わせるようにしている。	●新人向けOJTの機会提供「すぐやる弁護士サービス」実施。(①簡易・定型文書(内容証明等)作成業務を、②定額で受任し、③即日その場で処理をする方式での事件の掘り起こしと、その事業を新人弁護士1人と指導担当弁護士1人が共同受任して処理をすることを以て、新人会員にOJTの機会提供をする方策。) ●2010年4月に「新人弁護士サポート事務所ワーキンググループ」を設置し、当会所有物件を活用して、即時独立開業する新人弁護士等に負担可能な費用で事務所を賃貸し、併せて、サポート弁護士との共同受任等によるOJTを受けられるようにする「新人弁護士サポート事務所」を立ち上げることを検討中。		●新人サポートセンター個別相談(新人からの個別の相談用メールアドレスを設置し、メンバーリングリストでの協議にしまない相談に対し、担当サポートメンバー2名が面談等として対応する。) ●事業検討会・交流会 ●新人会員とサポートメンバーとの勉強会(事業検討会)を行っている。サポートメンバーが実際に扱った事件を簡易に報告し、新人と意見交換をする。報告の主目的は、具体的事案の成功ポイント、失敗ポイントを紹介して、新人会員が即座に使える事件処理のノウハウ、証拠収集のノウハウ、あるいは依頼者との関係の作り方のノウハウを提供する。 ●交流会(懇親会)を行い、新人弁護士の実状に関する直接の情報を得る機会を設けている。 ●会費の減額(新人会員の会費を減額)
4 横浜	会員サポート窓口(会員の職務又は業務に関して生じた各種の問題について相談に応じる)					●「会員サポート窓口」の相談員に即独者等の若手会員の相談者やチャーターになってもらうことを検討中。		●即時・早期独立弁護士は、個別事件に関しても会員サポート窓口にて相談できることとした。 ●チャーター制度の創設に向けて検討中。
5 茨城		●新規登録弁護士への研修制度を規則化						
6 長野県	新規登録弁護士受入れ態勢についてのWG	●新規登録弁護士研修における指導担当弁護士制度の設置	●WGのメンバーリングリストを開設し、相談を受け付けている。			●WGの委員又は入会推薦会員による相談・指導を実施。		

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
7 新潟県	短期独立弁護士支援協議会 (平成22年4月をめぐりに設置予定)		●メーリングリスト開設を検討予定	●短期独立弁護士を対象とする倫理研修を実施することを検討中	●短期独立弁護士に対する指導を他の会員へ委託することを検討中	●短期独立弁護士に対する指導委託に関する規則の制定。 ●即独・早期独立弁護士に対する支援規則の制定。		●短期独立弁護士を対象とする相談窓口を設置することを検討中
8 大阪	司法修習生及び弁護士に関する職支援に関する特別委員会		●メーリングリストで、事件受任後の法律事務の処理などについての助言、意見交換を行っている。			●新規登録後1年未満の新人独立弁護士が会長から委託を受けた支援弁護士による指導を最長6ヶ月間受けられる。支援担当弁護士は過去に修習指導を担当した会員の中から委嘱。		●入会にあたっての支援として、会館負担金会費を納めることになっているが、これまでの一括納入及び2回分割納付の他に1年目は猶予、2年目からは分割納付を認めている。 ●図書館の入口付近に新人独立弁護士に有用・有益な図書を開架している。
9 京都	新規登録弁護士の受入れに関するワーキングチーム		●独立相談メーリングリスト (独立に際し知っておくべき知識・情報の提供、研修等についての情報提供)				●早期独立者支援ガイダンスの開催につき、実績あり。	
10 兵庫県	研修委員会 弁護士業務委員会	●新規登録弁護士研修 (①集合研修②個別研修③会務研修)※即独弁護士に限定しない		●新規登録弁護士研修の内 容以外の事件等の処理について、相談窓口を設置。				
11 奈良	無し							●図書の充実。 ●執行部を中心に会員全体でサポートを行っている。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
滋賀	現在は設けていないが、今後、増加すれば組織の設置を検討する	本会の新規登録弁護士研修指導に基づいた研修を検討中。				指導担当弁護士を定め、マンツーマンで指導・助言にあたる指導委託弁護士制度の実施を検討中。		
愛知県	若手会 育成委員会 支援特別委員会 及び研修センター運営委員会	●新規登録弁護士研修規程並びに新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施している①集合研修、②個別研修（法律相談研修、刑事弁護研修（事件を2件以上受任した上で、経験交流会に出席する）、少年付添人研修（事件を1件以上受任した上で、経験交流会に出席する）、③会務研修から構成されている。 ●「集合研修」には、必修科目と選択必修科目があり、毎年1月下旬から2月上旬に「第1回集合研修」（弁護士自治等の必修科目）、7月頃に「第2回集合研修」（選択必修科目）、10月頃に「第3回集合研修」（選択必修科目）を体験交流会が実施される。会務研修は、委員会1つ以上に所属し、本会総会、中弁連大会、定期総会、人権擁護大会のうち1つ以上に参加し、報告書を提出することとされている。				●会長から委嘱された新入会員を支援する弁護士（チューター）が当会に弁護士として初めて登録した新入会員（ただし弁護士・裁判官の実務経験を1年以上経過したものを除く）を10名程度に分けたグループの担当となり、原則として1年間、新入会員が主体となって開催する勉強会および懇談会に出席し、もって新入会員相互間及びチューターとの交流を図り、弁護士としての業務遂行に必要な能力・資質の涵養および会務等の情報交換の場とする。 ●各グループ毎にメーリングリストを作成している。 ●弁護士登録6か月未満の弁護士で、既存の法律事務所にも所属せずに独立したもの及び既存の法律事務所にも所属した後に独立したもの（裁判官又は検察官を退官した後、弁護士登録した者を除く。）は、支援担当弁護士の法律事務所に出向き、支援担当弁護士の指導の下、法律相談、事件処理等を行う。指導日及び指導時間は、1日5時間、週5日を越えないものとされている。支援担当弁護士による指導は、無償である。新人独立弁護士からは、報酬を請求できないとされている。		●会長から委嘱された相談員が弁護士の登録5年以内の会員の職務及び業務に関して生じた問題について相談に応じるサポート窓口制度が実施されている。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
14 三重		<ul style="list-style-type: none"> ●経験1年未満の会員に対し、集合研修、会務研修、指導担当弁護士による個別研修を実施。 ●研修委員会で指導担当弁護士を選任可。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務依頼メーリングリストによる事件受任、刑事弁護・消費者問題MLによる情報交換が可能。 ●その他各委員会がメーリングリストを設置。 					
15 岐阜県	司法修習委員会		<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士や新規登録PTの委員が参加するメーリングリスト（若手弁護士が気軽に質問できる。） 		<ul style="list-style-type: none"> ●委員会活動や個別の弁護士による一般的支援。 			<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録後一定期間の弁護士に対する会費の減免について検討中。
16 山口県		<ul style="list-style-type: none"> ●業務対策・研修委員会において、新入会員あるいは登録3年以下の会員（即ち独立弁護士に限らず）に対して年2回を目途に交通事故や消費者問題等について研修を実施。 ●H22年度以降新人弁護士研修をさらに充実させる予定。 			<ul style="list-style-type: none"> ●就職部会の担当弁護士の相談にあたっている状況である。 			
17 岡山	就業問題対応PT							<ul style="list-style-type: none"> ●61期の即時・早期独立開業弁護士に対して、民事及び刑事担当のチャーター2名を指名し、困ったこと等があればメール等ですぐに相談出来る態勢をとった。 ●62期の司法修習生に対しても同様の対策をとる予定。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
18 鳥取県								●刑事弁護センター委員会による、新規登録弁護士を対象とした刑事弁護説明会を実施。
19 島根県	会員拡大PT 研修委員会	●新規に登録した会員の研修を、1月頃に新入会 員研修として実施(即独の 有無にかかわらず)。 ●日弁連の研修ガイドライ ンにそって個別研修の必 須項目と会務研修を实 施。			●当番弁 護、被疑者 弁護士の主 催の法律相 談センター 担当の割り 当てについ ての配慮 (即独の有 無にかかわ らず)。	●勤務弁護士の場合は所属す る事務所の会員が指導・サ ポートを行うが、即独弁護士に 対しては指導委託を実施しサ ポートしている。		●司法修習生の修習を終えて 入会した、修習を終わってから 満3年を経過しない会員につい ては会費を半額としている(即 独の有無にかかわらず)。
20 福岡県	研修委員会 新人研修PT	●新規登録弁護士研修指 導要領に基づいた研修を 実施。			●即時・早 期独立マ ニュアル福 岡版を作成 済。	●主任及び個別指導弁護士制 度を創設済。		
21 仙台			●メーリング リスト設置を 検討中。	●研修制度を 検討中。		●支援弁護士制度設置を検討 中。		●経済的支援を検討中。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
22 福島県	支援委員会		<ul style="list-style-type: none"> ●有志が立ち上げている新福島法曹メーリングリストによる支援。 ●日弁連消費者CAIMへの加入勧誘。 	<p>下記2種の研修実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弁護士会や委員会等の組織と活動等、弁護士倫理や弁護士費用について学ぶ基礎研修。 ●弁護士業務妨害、非弁、クシサラ事件等の各分野の研修。 		<ul style="list-style-type: none"> ●弁護士登録5年以上の会員の中から個別指導弁護士を委嘱する。 <p>指導の内容として、法律相談の共同実施、国選被疑若しくは被告弁護士事件を士新規登録弁護士が受任し、そのサポートを個別指導弁護士が行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●弁護士会の新規登録弁護士研修において、人権擁護委員会、子供の権利に関する委員会、犯罪被害者委員会、市民生活被害対策委員会、民事介入暴力被害者救済センター運営委員会、刑事弁護センター、高齢者・障害者権利擁護支援センター委員会のうち、2つ以上の委員会に所属するようさだめ、登録後一年間は委員会所属の研修委員とする。 ●また会員となったときから、1年間の期間内に、日本弁護士連合会総会、東北弁護士会連合会弁護士大会、人権擁護大会、司法シンポジウム、弁護士業務改革シンポジウム、国選弁護士シンポジウムのいずれか1つに参加しなければならない。
23 山形県	新規登録等支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録等支援委員会を規程、新規登録弁護士研修規程、新規登録弁護士研修規程に基づいた研修を実施。 			<ul style="list-style-type: none"> ●個別に相談があったときには委員会での対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ●即時独立開業弁護士に対して、2名の個別指導弁護士を付ける。 		
24 青森県	プロジェクトチームによる支援を検討中。	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士に対する研修の義務化を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ●専用メーリングリスト開設による、会務・業務・事件処理に対する支援を検討中。 					
25 札幌	司法修習生就職問題対応委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●若手会員向けの研修の充実化を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ●メーリングリストの活用などによる業務・事件処理についてのアドバイスの実施を検討中。 			<ul style="list-style-type: none"> ●個別の即時・早期独立開業弁護士にアドバイスを行う担当弁護士を選任する制度の創設・実施を検討中。 		<ul style="list-style-type: none"> ●「支援のための組織」がPTから正式な委員会へ格上げ。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会の対応状況（日弁連HPに掲載中）

2011年3月22日現在

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
26 徳島	即独支援プロジェクト(何らかの支援体制を作ることを検討中)					●1年間の研修期間内に下記の研修を行う。 (1)法律相談2～3回程度 (2)刑事事件2件程度 (3)民事事件1～2件程度 (4)その他(研修による弁護技術の向上のみならず、支援対象者が指導弁護士に対し何でも相談できるという関係を築くことが重要であるので、そのような点に配慮して指導を行う。)		●研修について ◇希望者のみを対象とし、義務づけはしない。 ◇指導弁護士について ●弁護士登録3年以上の弁護士で、勤務弁護士も可能。 ●支援対象者1名に対し、指導弁護士2名の体制とする。
27 高知			●49期以降の全会員が登録されている。メーリングリストがあり、会務・業務・事件処理・データ検索等について活発に意見交換が行われている。					●必要に応じて業務対策委員会が中心となって対応を協議していく予定。

★★★★★ 司法修習生/新規登録弁護士の皆様へ★★★★

独立開業支援メーリングリストのご案内

日本弁護士連合会では、即時・早期独立開業弁護士及び即時・早期に独立開業予定の司法修習生を対象として、開業準備や開業後の弁護士業務に関する質問を受け付けるメーリングリストを開設しています。「独立開業しようと考えているが何から始めればいいのか分からない」、「身近に気軽に相談できる先輩弁護士がない」、「開業したが事件処理や細かな手続等に不安がある」といった方など、本メーリングリストへの参加をお待ちしています。

《利用対象》

- ①司法修習生で、弁護士登録と同時に又は登録後1年未満の早期に独立開業することを考えている方
- ②新規登録弁護士で、弁護士登録と同時に又は登録後1年未満の早期に独立開業する弁護士（即時・早期独立開業弁護士）及びそれに準じる弁護士 ほか

《目的・内容》

メーリングリストに登録している先輩弁護士（※弁護士登録後5年程度の若手弁護士が中心。）が、司法修習生や新規登録弁護士の皆様からメーリングリストに寄せられた質問にお答えします。

《対象となる質問事項》

- ①開業準備や開業にあたっての各種手続に関する質問
- ②事件処理に関する一般的な質問や、依頼者との関係、事務所の運営方法、弁護士職務基本規程上の問題等に関する質問など

----- 申込用 F A X 番号 : 03-3580-2866 -----

参加をご希望の方は、下記に必要事項を記入の上、日弁連業務第一課宛に F A X でお申し込み下さい。Eメールによる申込みも可能です。氏名、修習期、修習地、メールアドレス等を記入の上、日弁連業務第一課（shuushoku-soudan@nichibenren.or.jp）までお申し込み下さい。

氏名				メールアドレス	
登録番号	※登録済みの方のみご記入下さい。			所属会	※登録済みの方のみご記入下さい。
修習地		修習期		開業（希望）地域	

※ご提供いただいた個人情報日本弁護士連合会プライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本メーリングリストに関するご連絡以外には使用いたしません。

64期新規登録弁護士対象

64期独立開業支援チューター制度のご案内

日本弁護士連合会では、64期新規登録弁護士であって、既存の法律事務所に入所せずに即時に新規の法律事務所を開設した弁護士（即時独立弁護士）及びこれに準じる弁護士の中で、希望者に対して、チューター弁護士を配置し、弁護士として活動する上で一般的なアドバイス等を行うチューター制度を実施しています。

独立に伴う不安は、独立した弁護士であれば誰もが感じるものです。中でも、即時に、あるいは早期に独立する場合は、不安感はより大きなものとなるでしょう。そのような不安を少しでも和らげ、一人で悩まずに活動してもらえるよう、本制度を実施していますので、是非利用をご検討下さい。

チューター弁護士が、「兄弁」・「姉弁」として、初歩的な質問や、他では聞けない実務の疑問などにお答えし、即時独立弁護士の皆さんをサポートします。

■**対象者**：64期新規登録弁護士で、①既存の法律事務所に入所せずに新規の法律事務所を開設した弁護士（即時独立弁護士）、②既存の法律事務所に入所後1年未満で新規の法律事務所を開設した弁護士（早期独立弁護士）、③上記①②に準じる弁護士（注：ご所属会において、独自にチューター制度等の即独者等支援が実施されている場合は、まず、ご所属会の制度利用をお願いいたします。）。

■**支援弁護士（チューター）**：日弁連若手法曹サポートセンターのメンバー ほか

■**利用期間**：弁護士登録後原則1年間を予定しています

■具体的内容

① 身近で気軽に相談できる「兄弁」・「姉弁」的存在です！

弁護士として活動していく上で、事件処理、依頼者との関係、事務所の運営方法等についてちょっとした疑問が出てきたけれど、同期の弁護士に聞いても分からない、修習でお世話になった指導担当弁護士や研修所の教官には聞きづらい、そのような質問について、チューター弁護士が「兄弁」・「姉弁」となって、答えてくれます。

チューター弁護士は、弁護士登録後5年～10年程度の弁護士が中心となりますので、お気軽にご相談下さい。

利用者の声

一人で相談者や事件に向かっているとわからないことばかりです。自分の名前で仕事をする以上責任を持つのは自分ですから不安になったときに、気軽に相談できるチューターの先生方の存在は大変ありがたいです。経験不足であることを自覚し、責任を持てる仕事をし、依頼者に応えるためにも即時独立・早期独立をお考えの方はチューター制度を利用するべきと思います。(A先生)

- ② 即時（早期）独立弁護士1名に対してチューター弁護士2名という充実した支援体制！
 「一人のチューター弁護士では相性が合うか心配です」、「チューター弁護士が答えにくい様子だったので、もう一人に聞いてみたいのですが…」、そのような不安を解消するために、即時（早期）独立弁護士1名に対して、2名のチューター弁護士が担当します。

③ 事件処理等の一般的なアドバイス

「内容証明郵便のタイトルの付け方が分かりません」、「離婚訴訟は、離婚調停のように本人が同席しないといけないのですか」、「当番弁護士の出勤に際して、警察署に持参していくべき物がありますか」、「クレサラ事件の受任通知の書面はどこに送ればよいのでしょうか」など、事件処理に関する初歩的・基本的な質問に対して、チューター弁護士がアドバイスします。その他、依頼者との関係や弁護士職務基本規程上の問題、さらには事務所運営に関する問題についても、チューター弁護士が可能な範囲でアドバイスします。

利用者の声

イソ弁であればボスや兄弁に聞くことができるような些細なことでも、聞く方がいないととても悩みます。文献などに出ていないような、または出ていることに気付かないような事柄についてスピーディかつ的確なアドバイスをいただいております。（B先生）

④ 電話、FAX、メールによる相談

チューター弁護士への相談方法は、電話、FAX、メールなど、様々な連絡手段があります。

利用者の声

メーリングリストは同じような立場の先生方がどのようなことで悩んでいるか、その悩みについてチューターの先生がどのようなアドバイスをなさるかについて、情報の共有ができ、非常に参考になっております。（B先生）

■本制度の利用方法

- ① 実施要領を必ずご覧の上、申込用紙に必要事項を記入し、日弁連業務第一課宛にFAXでお申し込み下さい。なお、Eメールによる申込みも可能です。

宛先メールアドレス：shuushoku-soudan@nichibenren.or.jp

件名：64期独立開業支援チューター制度の申込み

本文：実施要領に同意の上、64期独立開業支援チューター制度に申込みます。

- ①氏名，登録番号
- ②所属弁護士会
- ③連絡先
- ④チューター弁護士に関して特に要望する事項

- ② 日弁連若手法曹サポートセンターが、担当するチューター弁護士を2名選定します。
- ③ 日弁連事務局から、申込者に対して、選定したチューター弁護士をご紹介します。
 ※チューター弁護士の人数に限りがあるため、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了解下さい。また、本制度をご利用いただいた方に、利用期間終了後、日弁連若手法曹サポートセンターが刊行している「即時・早期独立経験談集」の執筆をお願いさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■本制度に関する問い合わせ先

日本弁護士連合会業務部業務第一課 TEL:03-3580-9832

弁護士活動領域拡大に関する日弁連の取組

日弁連は、2006年6月、活動領域拡大問題に関する検討チームとして、弁護士業務総合推進センター内に「任期付公務員・企業内弁護士促進PT」を立ち上げた。同PTは、その後、発展的に改組・再編を重ね、現在、若手法曹サポートセンター内の「組織内弁護士サポートPT」として活動を継続している。同PTが対象としている活動領域は、企業・官公庁・地方自治体であり、その具体的な取組は以下のとおりである。

第1 基礎調査

1 アンケート調査

2006年

①企業・官公庁・地方自治体アンケート調査（2006.10～11）

三者を合わせた今後5年間の採用予定人数が108～232名強にとどまり、いずれも弁護士採用予定数が想像以上に少ないことが明らかとなった。

②転職希望・関心度アンケート調査（2006.12）

司法研修所卒業後15年までの弁護士が対象。35%が企業・行政庁・国際機関への転職に興味を示しており、希望先の割合は、行政庁が34%、企業が20%、国際機関が15%、どれでもよいが31%であった。

2007年

③現役組織内弁護士・企業内弁護士経験者へのアンケート調査（2007.4～5）

所属企業の属性、所属部署、職場環境・待遇、動機・見通しといった実態を調査。企業内弁護士の満足度が高く、勤務継続を希望する者が多いことが明らかとなった。

④現役公務員・公務員経験者へのアンケート調査（2007.4～5）

官公庁での勤務に関する実態を調査。満足度の高さが表れた結果となった。

2009年

⑤現役企業内弁護士に関するアンケート調査（2009.9～10）

③の後続調査。公益活動義務の弾力的運用が検討課題として指摘された。また、新人ないしそれに近い弁護士の割合が増えたものの、一定の弁護士経験を積んでから企業に入った方がよいとする意見が最多数であった。

⑥企業内弁護士採用に関するアンケート調査（2009.11～12）

①の企業向けアンケート調査の後続調査。新人採用傾向の増加、企業内弁護士に対する高い満足度が現れたものの、弁護士を採用しておらず、具体的な採用予定もない企業が大多数であり、①と比べて際立った変化は見られなかった。

2 ヒアリング調査（2008.11～12）

①公務員登用促進のためのヒアリング調査

官公庁（任期付公務員：8名、官公庁担当者：2名）

地方自治体（勤務弁護士：1名、首長：2名）

第2 提言

2011年6月15日「第2回法曹の養成に関するフォーラム」の丸島委員提出資料

「組織内弁護士の普及促進への取り組みについて」(2007.2)

上記第1①の結果を踏まえ、対外的な相互理解、人材育成、需給マッチング、会内における理解の促進等に取り組むことを表明するとともに、組織内弁護士の活用について理解と支援を求める文書を関係機関（法務省、日本経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国知事会、全国市長会、法科大学院協会、大規模法科大学院等）に送付した。

第3 企業に関する取組

①「企業経営の新しい課題と企業法務、企業内弁護士に関するシンポジウム」

(2007.7)

主催：日弁連／共催：法務省、日本経団連／後援：日本商工会議所、経済同友会

②弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催(2007.10)

札幌市で開催された業務改革シンポジウムにおいて、若手弁護士向けに企業内弁護士等への挑戦を呼びかけた。

③組織内弁護士推進のための全国キャラバン(シンポジウム)

- 第1回(2008.9) 名古屋 企業35社45名参加
- 第2回(2009.2) 福岡 企業7社8名参加
- 第3回(2009.6) 広島 企業8社11名参加
- 第4回(2009.8) 札幌 企業4社5名参加
- 第5回(2009.11) 仙台 企業16社26名参加
- 第6回(2010.2) 高松 企業12社16名参加
- 第7回(2010.4) 大阪 企業37社48名参加

⑥法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会(2008.9～)

日弁連、法務省、文部科学省、日本経団連、法科大学院協会の五者間で2008年9月～12月にかけて計4回の意見交換会を開催し、その取りまとめとして、企業における法曹有資格者の採用促進のためにそれぞれが取り組むべき方策等を発表した。また、その後も各団体・機関の取組について報告・意見交換を継続している(現在までに計8回)。

⑨法曹有資格者の採用に関する緊急要請の実施(2010.7)

要請先：法務省、日本経団連、経済同友会、経営法友会

⑫シンポジウム「組織内弁護士の魅力と求められる人材－法科大学院生が知っておくべきこと」を開催予定(2011.7)

⑬シンポジウム「組織内弁護士の魅力と求められる人材－司法試験合格者へのメッセージ」を開催予定(2011.10)

第4 官公庁に関する取組

①弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催(2007.10)

既述。

②法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会(2008.11～2009.4)

国家公務員制度改革推進本部事務局、人事院、総務省人事・恩給局、総務省自治行政局、文

2011年6月15日「第2回法曹の養成に関するフォーラム」の丸島委員提出資料

部科学省、法務省の間で2008年11月～2009年4月にかけて協議会が開催され、日弁連もヒアリングに出席した。その取りまとめにおいて、法曹有資格者をこれまで以上に広く公務員として登用し活用するため、政府が法科大学院協会や日弁連の取組に対し必要に応じた協力をするとともに、関係省庁間で連携して必要な施策や検証を行っていくことが確認された。

③法曹有資格者の採用に関する緊急要請の実施（2010.7）

既述。

④メールマガジン「任期付公務員等キャリアマガジン」の発行（2009.11～）

第5 地方自治体に関する取組

①弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催（2007.10）

既述。

②組織内弁護士推進全国キャラバン（シンポジウム）・地方自治体との意見交換会

・シンポジウム

第1回（2008.9） 名古屋 7自治体8名参加

第2回（2009.2） 福岡 4自治体6名参加

第3回（2009.6） 広島 3自治体3名参加

第4回（2009.8） 札幌 7自治体8名参加

・意見交換会（シンポジウムに合わせて開催）

名古屋（第1回）、札幌（第2回）、広島（第3回）、大阪（第7回）

③法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会（2008.11～2009.4）

既述。

④メールマガジン「任期付公務員等キャリアマガジン」の発行（2009.11～）

⑤「地方自治体人事委員会を招いての自治体公務員登用シンポジウム」（2009.12）

⑥神奈川県市長会総務部会において法曹有資格者の登用促進の要請（2011.1）

⑦神奈川県町村会長会会議において法曹有資格者の登用促進の要請（2011.2）